

平成 2 8 年

国見町議会会議録

第 4 回 定例会

平成 28 年 9 月 6 日開会

平成 28 年 9 月 14 日閉会

国 見 町 議 会

平成28年第4回（9月）国見町議会定例会会議録目次

応招告示	1
応招、不応招議員	2

第1号（9月6日）

議事日程	3
出席議員	5
欠席議員	5
遅参及び早退議員	5
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	5
本会議に出席した事務局職員	5
開会の宣告	6
開議の宣告	6
諸般の報告	6
福島地方水道用水供給企業団議会（東海林一樹君）	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
議案の上程（報告第8号～議案第57号）	8
町長提案理由の説明	8
協議会関係の報告	13
代表監査委員の報告	14
散会の宣告	15

第2号（9月7日）

議事日程	17
出席議員	18
欠席議員	18
遅参及び早退議員	18
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	18
本会議に出席した事務局職員	18
開議の宣告	19
一般質問	19

1 番 松浦和子君	19
① 1 1 月の町長選挙について	
7 番 渡辺勝弘君	21
① 「桜の森」の現況と今後の利活用について	
1 0 番 阿部泰蔵君	27
① 町森林整備計画について	
5 番 佐藤定男君	37
① 行政執行に伴う経費削減について	
1 1 番 浅野富男君	44
① 特殊技術の取得について	
② 歩道の補修について	
③ 公開質問状に対する答弁について	
散会の宣告	50

第 3 号（9 月 8 日）

議事日程	53
出席議員	54
欠席議員	54
遅参及び早退議員	54
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	54
本会議に出席した事務局職員	54
開議の宣告	55
報告第 8 号 専決処分の報告について	55
報告第 9 号 専決処分の報告について	55
報告第 1 0 号 健全化判断比率の報告について	55
報告第 1 1 号 資金不足比率の報告について	55
報告第 1 2 号 町が出資している法人の経営状況について	56
議案第 4 8 号 国見町文化財センター条例	56
議案第 4 9 号 国見町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部 を改正する条例	58
議案第 5 0 号 動産の取得について	60
議案第 5 1 号 平成 2 8 年度国見町一般会計補正予算（第 3 号）	61
議案第 5 2 号 平成 2 8 年度国見町大木戸財産区特別会計補正予算（第 1 号）	70
議案第 5 3 号 平成 2 8 年度国見町入山財産区特別会計補正予算（第 1 号）	71
議案第 5 4 号 平成 2 8 年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）	71

議案第 5 5 号	平成 2 8 年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	72
議案第 5 6 号	平成 2 8 年度国見町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	72
散会の宣告		73

第 4 号（9 月 1 4 日）

議事日程		75
出席議員		76
欠席議員		76
遅参及び早退議員		76
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名		76
本会議に出席した事務局職員		76
開議の宣告		77
認定第 1 号	平成 2 7 年度国見町一般会計歳入歳出決算認定について	77
認定第 2 号	平成 2 7 年度国見町大木戸財産区特別会計歳入歳出決算認定について	97
認定第 3 号	平成 2 7 年度国見町入山財産区特別会計歳入歳出決算認定について	98
認定第 4 号	平成 2 7 年度国見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	98
認定第 5 号	平成 2 7 年度国見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	99
認定第 6 号	平成 2 7 年度国見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	100
認定第 7 号	平成 2 7 年度国見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	101
認定第 8 号	平成 2 7 年度国見町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定について	101
認定第 9 号	平成 2 7 年度国見町渇水対策施設特別会計歳入歳出決算認定について	102
認定第 1 0 号	平成 2 7 年度国見町水道事業会計歳入歳出決算認定について	103
議案第 5 7 号	平成 2 7 年度国見町水道事業未処分利益剰余金の処分について	103
追加日程の議決		107
町長提案理由の説明		107
諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	107
議員の派遣について		108
常任委員会の所管事務調査について		108

町長挨拶.....	108
閉議及び閉会の宣告.....	109

国見町告示第37号

平成28年第4回国見町議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年8月22日

国見町長 太田久雄

記

1. 期 日 平成28年9月6日
2. 場 所 国見町議会議場

応招不応招議員

・ 応招議員（12名）

1番 松浦和子君	2番 村上 一君	3番 井砂善榮君
4番 （欠番）	5番 佐藤定男君	6番 村上正勝君
7番 渡辺勝弘君	8番 松浦常雄君	9番 （欠番）
10番 阿部泰藏君	11番 浅野富男君	12番 志村良男君
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

・ 不応招議員

なし

第 1 目

平成28年第4回国見町議会定例会議事日程（第1号）

平成28年9月6日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 報告第 8号 専決処分の報告について
- 第 4 報告第 9号 専決処分の報告について
- 第 5 報告第10号 健全化判断比率の報告について
- 第 6 報告第11号 資金不足比率の報告について
- 第 7 報告第12号 町が出資している法人の経営状況について
- 第 8 議案第48号 国見町文化財センター条例
- 第 9 議案第49号 国見町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第50号 動産の取得について
- 第11 議案第51号 平成28年度国見町一般会計補正予算（第3号）
- 第12 議案第52号 平成28年度国見町大木戸財産区特別会計補正予算（第1号）
- 第13 議案第53号 平成28年度国見町入山財産区特別会計補正予算（第1号）
- 第14 議案第54号 平成28年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第15 議案第55号 平成28年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第16 議案第56号 平成28年度国見町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第17 認定第 1号 平成27年度国見町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第18 認定第 2号 平成27年度国見町大木戸財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第19 認定第 3号 平成27年度国見町入山財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第20 認定第 4号 平成27年度国見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第21 認定第 5号 平成27年度国見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第22 認定第 6号 平成27年度国見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第23 認定第 7号 平成27年度国見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第24 認定第 8号 平成27年度国見町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第25 認定第 9号 平成27年度国見町湧水対策施設特別会計歳入歳出決算認定に

ついて

第 26 認定第 10 号 平成 27 年度国見町水道事業会計歳入歳出決算認定について

第 27 議案第 57 号 平成 27 年度国見町水道事業未処分利益剰余金の処分について

・出席議員（12名）

1番 松浦和子君	2番 村上 一君	3番 井砂善榮君
4番（欠番）	5番 佐藤定男君	6番 村上正勝君
7番 渡辺勝弘君	8番 松浦常雄君	9番（欠番）
10番 阿部泰藏君	11番 浅野富男君	12番 志村良男君
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	太田久雄君	副 町 長	佐藤弘利君
教 育 長	岡崎忠昭君	総 務 課 長	菅野信朗君
企画情報課長	菊地弘美君	税 務 課 長	松浦昭一君
住民生活課長	吉田義勝君	保健福祉課長	武田正裕君
産業振興課長 兼農業委員 事務局 長	佐藤克成君	まちづくり 交流 課 長	引地 真君
建 設 課 長	阿部正一君	上下水道課長	澁谷康弘君
原発災害対策 課 長	蓬田英右君	会計管理者兼 会 計 課 長	黒木浩子君
教 育 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	引地由則君	幼児教育課長	中田利枝君
生涯学習課長	羽根洋一君	教育委員長	高橋幸子君
農業委員会会長	朽木勝之君	代表監査委員	佐藤徳正君

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	羽根田孝司君	書 記	安藤充輝君
書 記	佐藤智昭君	書 記	横山裕子君

◇開会の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。

暑い方は上着を脱いで臨まれても結構ですので、よろしく願いをいたします。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより平成28年第4回国見町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇ ◇ ◇

◇諸般の報告

議長（東海林一樹君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

はじめに、議会関係について事務局長から報告させます。議会事務局長。

議会事務局長（羽根田孝司君） 議会関係についてご報告いたします。

平成28年第3回議会定例会以降、現在までの議会活動は、お手許に配付の議員活動報告書のとおりであります。

第3回議会定例会で可決いたしました「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援を要請する意見書並びに地方財政の充実・強化を求める意見書については、6月24日に内閣総理大臣ほか関係機関に送付いたしました。

本定例会に、町長より、別紙議案提出書のとおり、報告5件、議案10件、認定10件が提出され、受理いたしました。

一般質問の通告は5名の議員で、お手許に配付の一般質問通告一覧表のとおりであります。

例月出納検査の結果について、監査委員から報告があり、その写しを配付してあります。

以上、報告といたします。

議長（東海林一樹君） 次に、一部事務組合関係について、伊達地方消防組合議会について、6番、村上正勝君。

6番（村上正勝君） では、私から伊達地方消防組合第1回臨時会の報告をいたします。

7月14日午前10時30分より会議室で、臨時議会が開催されました。

日程第1は、選挙第1号、議長選挙についてであります。議長選挙は伊達市の佐々木彰さんが議長を退任され、伊達市で新たに議長を選ぶことになっておりましたので、指名推選で伊達市議会議員の小野誠磁君が指名され、満場一致で議長に選任されました。

なお、副議長並びに監査は全員再任され、今までどおり、国見町の渡辺勝弘君が副議長になっております。

日程第2、議案第12号は、動産の取得であります。

取得する動産及び数量は、救助工作車1台であります。契約の方法は指名競争入札、契約金額は1億1329万2000円であります。契約の相手方は、梁川町の山際ホーム専門店になりました。これも議員満場一致で承認されております。

議案第13号も動産の取得であります。

取得する動産及び数量は、災害対応特殊化学消防ポンプ自動車1台であります。これも指名競争入札であります。契約金額は6328万8000円で、契約の相手方は、福島消防資材株式会社であります。これも消防議会全員一致で承認されております。

議案第14号は、これも動産の取得であります。災害対応特殊救急自動車1台あります。契約の方法はやはり指名競争入札であります。契約金額は2877万1200円で、契約の相手方は、福島日産自動車株式会社であります。

以上で、この臨時議会の報告を終わります。

議長（東海林一樹君） 次に、本席より、私から福島地方水道用水供給企業団議会について報告いたします。

去る8月30日、福島地方水道用水供給企業団の8月定例会が開催されました。

提出された議案は、議案第3号、平成27年度福島地方水道用水供給企業団、水道用水供給事業会計の決算認定の件と、議案第4号、専決処分承認の件は、専決第1号、平成27年度事業会計補正予算と、専決第2号、平成28年度事業会計補正予算の2件であります。

いずれも原案どおり可決承認されました。詳細につきましては、皆様のお手許に配付いたしました資料をごらんいただきたいと思います。

そのほか報告事項が1件ございました。これは暴風のため年度内に工事が完成できず、28年度に繰り越しになったことの報告でありました。

以上で、福島地方水道用水供給企業団の報告とさせていただきます。

以上で、諸般の報告を終わります。

◇ ◇ ◇

◇会議録署名議員の指名

議長（東海林一樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番佐藤定男君、6番村上正勝君を指名いたします。

◇ ◇ ◇

◇会期の決定

議長（東海林一樹君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

おはかりいたします。

本定例会の会期は、本日から9月14日までの9日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月14日までの9日間と決定いたしました。

なお、本定例会にあたり町長、教育委員長、農業委員会会長、監査委員、関係職員に対し、説明のため、あらかじめ出席を求めていますので、ご了承願います。

◇ ◇ ◇

◇議案の上程（報告第8号～議案第57号）

議長（東海林一樹君） この際、日程第3、報告第8号から、日程第27、議案第57号までの報告5件、議案10件、認定10件を一括上程いたします。

なお、この25件につきましては、本日提案理由の説明を受け、うち報告第8号から議案第56号までの14件については、8日に議案説明、質疑、採決を行い、認定第1号から議案第57号までの平成27年度各会計決算認定及び水道事業未処分利益剰余金の処分につきましては、最終日の14日に議案説明、質疑、採決を行いますので、ご了承願います。

書記に議案提出書を朗読させます。朗読。

（書記 議案提出書を朗読）

◇ ◇ ◇

◇町長提案理由の説明

議長（東海林一樹君） 町長より、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（太田久雄君） 本日、ここに平成28年第4回国見町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、ご壮健にて全員のご出席をいただき、まことにありがとうございます。

さて、本定例会には、平成27年度におきます一般会計及び特別会計の歳入歳出決算をはじめ、当面する重要な案件を提出しておるところでございます。

まず、平成28年6月第3回議会定例会以降の町政執行等の主なものについて申し上げます。

まず、冒頭、今般の台風7号、9号、10号の対応につきまして申し上げます。

町では、大雨・洪水警報の発令を想定し、庁内の対策会議を幾度となく開催し、警報発令後は、関係職員の警戒配備を行い、適時に避難所の開設を行いますとともに、防災無線を活用し、注意喚起を行うなど、住民の安全安心を第一に対応いたしましたところでございます。

その結果、台風9号では11名、台風10号では18名の自主避難者を収容し、大きな被害の発生には至らなかったものでございます。

それではまず、「東日本大震災からの早急な復旧・復興」について申し上げます。

まず、除染対策事業について申し上げます。

現在は、道路除染、生活圏の森林除染及び水道施設の除染に取り組んでおり、現場での作業は順調に進んでいる状況でございます。また、藤田保育所、くにみ幼稚園、県北中学校などの敷地に埋設保管しております除染等で発生いたしました除去土壌等の掘り起こし、仮置き場への搬出につきましては、11カ所のうち、7カ所で現場での作業が終了いたしておるところでございます。

次に、県北浄化センター汚泥問題について申し上げます。

とめ置きされました汚泥は、今年4月末までに1万7159トンが減容化されまして、環境省が飯館村蕨平地区へ搬出をいたしておるところでございます。

次に、原発の事故に伴う町民の皆様の健康管理事業の実施状況について申し上げます。

まず、ホールボディカウンターによる内部被曝検査でございますが、高校生以下の検査を終了し、現在は希望される町民の皆様の検査を実施いたしておるところでございます。また、ガラスバッジによる外部被曝検査につきましては、8月から10月までの3カ月の期間で実施をいたしておるところでございます。

なお、県の甲状腺検査についてでございますが、一昨年に引き続き本格調査の2回目として、事故当時高校生以下だった皆さんを対象に実施をし、7月中旬に終了いたしましたところでございます。

次に、仮設住宅入居者の転居状況について申し上げます。

現在、仮設住宅入居者16世帯のうち、8世帯は町営住宅への転居、または申し込みをいただき、3世帯が自主対応、残り5世帯につきましても、3月末までには鋭意調整をしてみたいと考えておるところでございます。

次に、風評対策トップセールス、特産品PR事業について申し上げます。

7月から8月は町特産のモモ収穫期にあわせ、トップセールス、PR事業を展開してまいりました。6月27日のJA国見町共選場の共選開始にあわせた、東北自動車道国見サービスエリアでのPR事業を皮切りに、首都圏、中部・関西圏、北海道などにおいて国見ジュニア応援団やモモ農家の青年後継者、ミスピーチらとともに国見町産のモモのおいしさや、品質の高さをPRしてきたところでございます。

今後とも、地域間交流を含め、町特産の米やあんぽ柿、リンゴなどの出荷時期にあわせ、風評対策・特産品PRに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、平成28年産米の全量全袋検査について申し上げます。

今年度におきましても、福島県産米の信頼性の回復と、食の安全・安心の確保のため引き続き取り組むこととし、今月20日からの検査に向けまして準備を進めているところでございます。

次に、あんぽ柿の産地再生に向けた取り組みについて申し上げます。

出荷再開後4年目を迎える28年産のあんぽ柿の加工・出荷につきましては、生産目標数量を震災前の80%、1,250トンといたしまして、原則、全量非破壊検査を実施して安全・安心を担保いたしますとともに、また、一部生産者を対象とした個別包装品の出荷再開も含めて、本日午後から開催されます福島県あんぽ柿復興協議会において、最終的な取り組み方針が確認されることとなっておりますところでございます。

続きまして、「安全安心な町政の実現」について申し上げます。

まず、総合防災訓練についてでございます。

昨年度まで地区ごとの防災訓練として実施いたしましたが、今年度は9月11日に総合防災訓練としまして、各町内会の避難訓練と、上野台運動公園への輸送訓練を中心に実施することといたしておるところでございます。

次に、阿武隈川上流大規模氾濫時の減災対策についてでございます。

国土交通省では、県及び沿川市町村と連携しまして減災対策会議を設立し、今後5カ年で取り組むべき内容を9月中に決定する見込みとなっております。また、国見町防災会議におきましても、地域防災計画の見直しを図りますとともに、水害ハザードマップの見直しを図ることといたしております。

続きまして、「活力ある町政の実現」について申し上げます。

まず、「第21回義経まつり」について申し上げます。

9月22日に実施いたします「義経まつり」では、義経役に若手俳優の佐野岳さんを起用し、静御前、弁慶役は公募いたしましたところ、遠方からも多数の応募をいただいたところでございます。また、例年どおり、商店街において「藤田宿グルメ街道」、文化センターでは「観月台わくドキ広場」を開催することといたしております。

次に、道の駅整備事業について申し上げます。

建設工事につきましては、8月末より鉄骨工事を実施いたしますとともに、10月からは内装工事を予定するなど、建設工事は順調に進んでいるところでございます。

次に、ソフト事業でございますが、道の駅の愛称につきましては、「あつかしの郷」に決定し、8月7日に表彰式を行ったところでございます。

また、国見まちづくり株式会社につきましては、6月29日に取締役会、それから株主総会を開催し、前年度の決算などについて確認をいただいたところでございます。

次に、農産物加工施設について申し上げます。

森江野町民センター内の一部を改修して設置いたします、農産物加工施設につきましては、年度内完成を目指して工事を進めているところでございます。

続きまして、「思いやりのある町政の実現」について申し上げます。

まず、「くにみキッズフェスティバル」につきましては、8月7日、日曜日に観月台文化センターにおいて開催いたしまして、町内外からの多くの参加がございまして、楽しく、和やかに開催をいたしたところでございます。

次に、「くにみもたん広場」につきましては、8月18日に入場者10万人を達成し、昨日9月5日に3周年を迎えた記念セレモニーを開催したところでございます。

次に、国見町食育推進検討委員会について申し上げますが、去る8月28日に第1回目の委員会を開催し、来年3月までに国見町食育推進計画を策定することとしたところでございます。

次に、森のおもちゃフェスティバル、国見&ママフェスタについて申し上げます。

森のおもちゃフェスティバルは、今年で3年目を迎え、7月16日及び17日に開催いたしましたところでございます。また、同じく3年目となります、ママフェスタにつきましては、昨年までのママまつりをバージョンアップいたしまして、7月17日に開催をいたしました。

次に、旧大木戸小学校の改修工事につきましては、8月27日、28日に地区住民の方を中心に内覧会を開催したところでございます。

最後に、「国見町の継続的な維持発展」について申し上げます。

まず、「国見町結婚世話やき人」について申し上げます。

7月28日には、結婚世話やき人に申し込みがあった10名の方に対して、登録証を交付し、あわせて研修会も実施をいたしたところでございます。

次に、国見応援大使について申し上げます。

7月1日にはミュージカル俳優の沢木順さんに、7月30日には演歌歌手の市川由紀乃さんに、それぞれ委嘱状の交付をいたしたところでございます。

次に、「歴史を活かしたまちづくり」について申し上げます。

昨年度、石のまち国見を象徴する旧小坂村産業組合石蔵が2件目の国登録有形文化財となったところでございます。今後、所有者の協力を得ながら保護、活用を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

次に、広域連携に係る取り組みについて申し上げます。

中核市要件が人口20万人以上の都市に改正されまして、あわせまして広域連携の制度が創設されたところでございまして、福島市が中心となりまして、新たな広域連携について検討するための福島圏域首長懇話会が、8月18日に設立されたところでございます。

次に、ヤングカレッジ事業について申し上げます。

この事業は8月15日、お盆でございましたけれども、旧小坂小学校におきまして、国見町出身の大学生、高校生を対象に開催しまして、国見町の活性化を図る観点から意見交換を行うなど、次回につながる事業となったところでございます。

次に、「域学連携」について申し上げます。

今年度も桜の聖母短期大学との6次化商品の開発を進め、7月29日には「ももスイーツ」4種類の試食会をくにみ幼稚園で行ったところでございます。

また、福島大学と進めております集落活性化におきましては、3年目の内谷地区と、初めてとなる第9町内会での調査も始まっておりまして、小坂地区のまるごと博物館事業とあわせ、今後も連携しながら、まちづくりを進めてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、個人県民税優良市町村知事感謝状について申し上げます。

去る7月20日に、昨年に引き続き国見町に対しまして、本年度の知事感謝状の贈呈が行われたところでございます。平成27年度の個人県民税収納率は、現年及び滞納分を合わせまして98.46%となり、震災の影響による平成23年度を除き、10期連続で管内トップとなったところであり、引き続き収納率の向上を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

次に、町営住宅使用料の滞納に係る調停について申し上げます。

今定例会に、報告議案として提出しております2件の滞納者について、昨日より調停を開始いたしておるところでございます。

次に、マイナンバー制度について申し上げます。

8月19日現在の個人番号カードの交付状況についてでございますが、地方公共団

体情報システム機構から、町に交付された個人番号カードは866枚で、町から本人に交付されたカードは770枚となっておりますのでございます。

次に、貝田地区等のほ場整備事業について申し上げます。

現在、実施設計と現地ほ場の境界測量が行われているところで、早ければ年内にも一部の面工事に着手する見込みとなっておりますのでございます。

次に、昨年8月から2カ年の継続事業で進めてまいりました県北中学校外壁等改修工事でございますが、8月末に完了いたしましたところでございます。

また、県北中学校におきましては、宮城県及び秋田県で行われました中体連東北大会にバスケットボール男子とソフトテニス女子が出場いたしまして、健闘いたしましたところでございます。

それでは、本定例会にご提案申し上げた各議案等についてその概要を申し上げます。

報告第8号及び報告第9号の「専決処分報告について」は、町営住宅に係る滞納家賃の支払いと、明け渡しを求める調停の申し立てを行うものでございます。

報告第10号「健全化判断比率の報告について」及び報告第11号「資金不足比率の報告について」の2件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきまして、監査委員の意見書を付して、議会に報告するものでございます。

報告第12号「町が出資している法人の経営状況について」につきましては、地方自治法の規定によりまして、国見まちづくり株式会社の経営状況について報告するものでございます。

議案第48号「国見町文化財センター条例」は、改修した旧大木戸小学校を新たに国見町文化財センターとして設置をしまして、その管理に必要な事項を定めるものでございます。

議案第49号「国見町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、独自利用事務につきまして、幼稚園通園費の助成に関する事務を追加するものでございます。

議案第50号「動産の取得について」は、地方自治法及び関係条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

議案第51号「平成28年度国見町一般会計補正予算（第3号）」につきましては、歳入歳出にそれぞれ3億8182万円を追加し、総額を96億8781万8000円とするものでございます。

議案第52号「平成28年度国見町大木戸財産区特別会計補正予算（第1号）」から議案第56号「平成28年度国見町介護保険特別会計補正予算（第1号）」までの各会計につきましては、それぞれ所要の予算を計上するものであり、管理会、運営協議会などを設置しているものにつきましては、補正予算も含めそれぞれご説明、ご同意をいただいておりますことをご報告申し上げます。

次に、各会計の決算認定についてでございます。

まず、認定第1号「平成27年度国見町一般会計歳入歳出決算認定について」申し上げます。

まず、歳入決算額でございますが126億81万3000円、歳出決算額につきましては、118億8620万7000円となりまして、形式収支から繰越財源を除いた実質の収支額につきましては、5億5231万2000円の黒字となったところでございます。

引き続き、住宅地の除染対策事業等に取り組みますとともに、交流の場、道の駅の整備事業に本格的に着手したことから、平成26年度よりもさらに決算規模が大きくなりましたけれども、国・県補助金や震災復興特別交付税の活用など、一般財源の圧縮に鋭意努力した結果、大幅な黒字決算になったところでございます。

次に、認定第2号「平成27年度国見町大木戸財産区特別会計歳入歳出決算認定について」から、認定第9号「平成27年度国見町濁水対策施設特別会計歳入歳出決算認定について」までの8件につきましても、いずれも黒字決算の内容であり、それぞれ管理会や運営協議会等でのご同意をいただいております。

次に、認定第10号「平成27年度国見町水道事業歳入歳出決算認定について」及び議案第57号「平成27年度国見町水道事業未処分利益剰余金の処分について」申し上げます。

水道事業の運営にあたりましては、生活用水の安定供給を図りつつ、経費節減、合理化等、一層の経営健全化に努めており、当年度の未処分利益剰余金は4408万8748円となったところでございます。ここから減債基金積立金並びに建設改良積立金に4113万2464円を積み立て、翌年度繰越利益剰余金を295万6284円としたいとします。

なお、内容等につきましては、水道事業経営審議会のご同意をいただいております。

ただいま平成27年度の各会計の決算概要について申し上げますけれども、各会計につきましては、監査委員の審査をいただき、その意見書を添付してございますので、ごらんをいただきたいと思っております。

以上、本定例会にご提案申し上げます各議案につきまして、一括提案理由の趣旨を申し上げますが、各議案の内容、計数等につきましては、審議に先立ち、関係課長からそれぞれ説明いたさせますので、慎重審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

なお、任期満了に伴う人権擁護委員の候補者の推薦の意見に係る人事案件について追加提案を予定してございますので、ご報告を申し上げます。

以上、どうぞよろしくお願い申し上げます。

◇

◇

◇

◇協議会関係の報告

議長（東海林一樹君） 続いて、協議会関係について担当課長の説明を求めます。

伊達市桑折町国見町火葬場協議会について、住民生活課長。

住民生活課長（吉田義勝君） それでは、私から、伊達市桑折町国見町火葬場協議会についてご報告いたします。

去る8月22日、桑折町役場応接室におきまして、平成28年第2回伊達市桑折町国見町火葬場協議会が開催されました。

提出されました案件は、1件であります。

認定第1号「平成27年度伊達市桑折町国見町火葬場協議会会計歳入歳出決算認定について」であります。歳入決算額は2194万1217円、歳出決算額は1866万8064円であり、歳入歳出差引残金327万3153円は、翌年度へ繰り越しとなりました。

歳入の主なものは、分担金及び負担金の2050万9000円でありまして、そのうち国見町分は617万3000円で、負担率30.1%でありました。

歳出の主なものは、火葬場施設費における需用費の711万7488円と、委託料の990万3824円でありました。需用費の内訳といたしましては、燃料費の214万3212円、修繕料の375万5408円などでありました。

また、委託料の内訳といたしましては、火葬場施設管理の194万4008円、火葬業務委託料の757万6416円などでありました。

なお、国見町の火葬場利用状況は、平成26年度より3件減の139件でありました。

以上、決算書については、原案のとおり認定されてございます。

なお、詳細につきましては、配付されております写しをごらんいただきたいと存じます。

以上、伊達市桑折町国見町火葬場協議会の報告といたします。

議長（東海林一樹君） 以上で、町長提案理由の説明、協議会関係の報告は終わりました。

◇ ◇ ◇

◇代表監査委員の報告

議長（東海林一樹君） 次に、平成27年度各会計決算審査及び健全化判断比率、資金不足比率の審査の結果について、佐藤徳正代表監査委員より報告を求めます。代表監査委員。

代表監査委員（佐藤徳正君） 平成27年度の各会計決算審査及び財政健全化法に基づく健全化判断比率、資金不足比率について審査を行いましたので、その結果についてご報告を申し上げます。

審査に付されました平成27年度一般会計並びに特別会計の決算、財政健全化法に基づく健全化判断比率並びに資金不足比率につきまして、8月17日から8月26日までの期間の中で審査を行いました。

まず、決算審査手続きにつきましては、各会計決算書、歳入歳出決算事項報告書、実質収支に関する調書などそれぞれ関係法令に準拠して作成されているか、さらに財政運営が適正であったかどうかを主眼として審査を行いました。

その結果、総括的には一般会計をはじめ、各会計とも黒字を維持しており、計画的な財政執行により、収支の均衡と健全な財政運営が行われているものと認められました。

次に、健全化判断比率、資金不足比率の審査につきましては、提出された健全化判断比率の算定と、その基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

その結果、いずれも適正に行われているものと認められました。

健全化判断比率では、実質赤字比率、連結実質赤字比率は、ともに実質収支は赤字でないで、この比率は発生いたしません。

実質公債費比率は7%であり、早期健全化基準であります25%を下回っているのが良好と言えます。

将来負担費比率は62.3%で、基準の350%を下回っておりますので、良好な状態であります。

公営企業の経営状況を示す資金不足比率については、水道事業会計、公共下水道事業特別会計、土地開発事業特別会計のいずれも資金不足がないため、この比率は発生いたしません。

詳細につきましては、議員の皆様のお手許に配付しております意見書をごらんいただきたいと存じます。

簡単ではありますが、決算審査及び健全化判断比率並びに資金不足比率についての審査報告といたします。



◇散会の宣告

議長（東海林一樹君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

10時55分より、委員会室において報告、一般議案の議案調査を行い、その後、各常任委員会を開催いたします。

あす7日は、午前10時より本会議を開きます。

これで本日の会議を閉じます。

ご苦労さまでございました。

（午前10時43分）

第 2 目

平成28年第4回国見町議会定例会議事日程（第2号）

平成28年9月7日（水曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

・出席議員（12名）

1番 松浦和子君	2番 村上 一君	3番 井砂善榮君
4番 （欠番）	5番 佐藤定男君	6番 村上正勝君
7番 渡辺勝弘君	8番 松浦常雄君	9番 （欠番）
10番 阿部泰藏君	11番 浅野富男君	12番 志村良男君
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	太田久雄君	副 町 長	佐藤弘利君
教 育 長	岡崎忠昭君	総 務 課 長	菅野信朗君
企画情報課長	菊地弘美君	税 務 課 長	松浦昭一君
住民生活課長	吉田義勝君	保健福祉課長	武田正裕君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局局長	佐藤克成君	まちづくり 交流課長	引地 真君
建 設 課 長	阿部正一君	上下水道課長	澁谷康弘君
原発災害対策 課長	蓬田英右君	会計管理者兼 会計課長	黒木浩子君
教育次長兼 学校教育課長	引地由則君	幼児教育課長	中田利枝君
生涯学習課長	羽根洋一君	教育委員長	高橋幸子君
農業委員会会長	朽木勝之君	代表監査委員	佐藤徳正君

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	羽根田孝司君	書 記	安藤充輝君
書 記	佐藤智昭君	書 記	横山裕子君

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。

暑い方は上着を脱いで臨まれても結構ですので、よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

議長（東海林一樹君） 本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇ ◇ ◇

◇一般質問

議長（東海林一樹君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。質問及び答弁は、簡潔かつ要領良く発言願います。

なお、この際申し上げます。

各議員の発言は、答弁も含めて60分までは認めることといたします。

最初に、1番松浦和子君。

（1番松浦和子君 登壇）

1番（松浦和子君） 平成28年第4回定例会において、さきに通告いたしました内容についてお伺いいたします。

11月の町長選挙についてお伺いいたします。

平成24年11月27日、未曾有の東日本大震災、さらには東京電力福島第一原子力発電所の事故からの復旧・復興への町民の期待を一身に受け、太田町政がスタートいたしました。早いもので、もう4年を迎えようとしております。私から申し上げるまでもなく、私たちがもとの暮らしを取り戻すべく、除染の早期対応、農産物の風評被害の払拭に、我が身を惜しむことなく全力投球いただいていることは、町民の皆さんが一番知るところでございます。

また、来年春のオープンを目指し工事が進められております道の駅は、富永町長、佐藤町長、そして太田町長と3代、15年の思いが今、現実となり、その完成を私たち町民は心をわくわくさせて待っております。

そして、私が求めております女性の活躍の場においては、女性活躍推進法を意識した取り組みをいただいております。町においても女性の活躍の場が増えてきており、職員の仕事に向き合う表情や対応に以前との違いを感じるのには私だけではないと思います。

また、弱者と言われます子どもと高齢者への気配りのある行政の対応に感謝申し上げます。

加えて、町の活性化事業においても積極的に取り組んでいることも、町民の皆さんから高い評価を受けていると感じております。

ところで、任期満了に伴う町長選挙についてでございますが、多くの町民の皆さん

から、町発展のため続投を望む声が多く聞かれます。そこで、11月に予定されております町長選挙について、町長のお考えをお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） 1番松浦和子議員のご質問にお答えを申し上げます。

まずは、この11月に実施予定の国見町長選挙を考える機会のご質問をいただきましたこと、心から感謝を申し上げさせていただきたいと思っております。

私は、先ほど議員がお話ありましたように、平成24年11月に執行されました国見町長選挙におきまして、多くの町民の皆さんのご支援によりまして無投票で当選し、3年9カ月が経過いたしましたところでございます。

私はこれまで、復興・絆、国見の未来をみんなで作ることを念頭に、東日本大震災からの復旧・復興や元気活力事業などを進めてまいりました。具体的には、仮置き場の設置や町内住宅除染の終了、それから県北流域下水道浄化センターの汚泥問題の一定の解決、被災した役場庁舎の再建など、東日本大震災と原発事故からの復旧・復興に全力を挙げて取り組んできました。

また一方で、私はやはり町民の心の元気、いわゆる復興復興ではなくて、町民の心の元気をどういう形で取り戻すかということも並行的に意識をしながら進めてきたところでございます。具体的には、「義経まつり」をはじめとする各種イベントなどの実施や農商工一体となって集える道の駅国見「あつかしの郷」を核とした交流の場の整備事業などを積極的に進めてきておるところでございます。

こういった状況の中、少しずつではございますけれども、国見町にも復興・再生の光、元気が見えつつあるかなという思いを私自身もいたしております。恐らくは町民の皆様方も同じ思いをされておるのかなと考えておるところでございます。これも本当に議会議員の皆様はじめ、町民各般の献身的なさまざまなご支援、ご協力のたまものであります。まさにオール国見でご支援をいただいたことによって今があるかなと思っております。改めて敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

しかしながら、国見町の東日本大震災からの復興、それから再生・まちづくりにつきましましては、まだまだ道半ばの部分もございます。国見町の町としての将来への維持・発展には、こういったさまざまな課題を積極的に解決をし、前に前に進めていく必要があるものと考えております。これは、町民の皆様も同じようなお考えをお持ちなのかなと思っております。

こういった中でありますけれども、6月議会には、佐藤定男議員から町長選挙出馬への前向きなご質問をいただき、また、数多くの町民の皆様方からも、さまざまな町長選2期目の出馬の強い強い要請がございます。さらには、8月27日に開催されました私の後援会の役員会からも、正式に町長選挙出馬への強い要請が皆さんから、まさにオール役員会でございました。また、ただいま松浦和子議員からも町長選挙出馬への温かいご質問をいただいたところでございます。

私自身、ごらんのように浅学非才、能力を持ち合わせておりませんが、こういったさまざまな背景、まだまだ道半ば等々という背景がございます。そういった背

景、そして議会、町民の皆様の要請に真摯に応えるため、皆様方、オール国見で支えていただきますことを前提とし、また、私まだ1期目でございます。3カ月弱残っております。そういった期間、全力で町政を執行してまいりますこととお誓い申し上げながら、11月に実施予定の国見町長選挙に出馬することをここで表明をさせていただきますと思います。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

1番（松浦和子君） 謙虚な言葉の中に強い決意を感じる気持ちをお伺いいたしまして、本当にありがとうございました。町民の皆様も安堵されたことと思います。

これからオール国見で、私たちも役場頼みではなく、議会も役場も、そして町民も心一つに国見の未来のまちづくりの活性化のために、みんなで頑張っていけたらなと思います。どうぞ十分健康にご留意され、今後のご活躍をご祈念申し上げまして私の質問を終わらせていただきます。

議長（東海林一樹君） 次に、7番渡辺勝弘君。

（7番渡辺勝弘君 登壇）

7番（渡辺勝弘君） 平成28年第4回定例会にあたり、さきに通告しておりました質問をさせていただきます。

内容は、桜の森の現況と今後の利活用についてであります。

平成18年に宝くじ桜植栽地として財団法人日本さくらの会から桜の植木200本をいただき、財団法人日本宝くじ協会からの補助金で植栽作業を行い、すばらしい公園を作ることができました。

しかしながら、現在は耕作放棄地のようなありさまで、町民の憩いの場でもある公園とはほど遠い現況をどのように考えているのかお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） 7番渡辺勝弘議員のご質問にお答えを申し上げます。

森山字上野薬師地内の桜の森に関するお質してございますが、この桜の森は地権者のご協力を得まして、平成18年度に日本さくらの会から寄贈された苗木200本を植栽し、あわせて福島県森林環境交付金事業を活用し、間伐等を行い、一定の整備を行ったものでございます。

その後、平成24年3月には、より一層自然に触れ合う場とするために、国見町森林委員会での協議を経まして「桜の森整備構想」を策定したものの、ご案内のように原発事故が発生をいたしまして、森林の生活圏除染を行うことなどによりまして、フレコンバックをとめ置きせざるを得ない状況になりまして、そういった状況を踏まえながら森林委員会と十分協議の上、当面事業の推進を見合わせると、中断ということで、森林委員会で結論を出していただいたというところでございます。

そこで、これまでの経過とか東日本大震災、そして原発事故からの復旧・復興のため、財源的な問題もいろいろございまして、現在は、ご承知のように桜の生育に影響が出ないように、年2回程度の除草、それから薬剤散布などの必要最小限の維持管理

業務の対応を行っている状況でございます。

後ほどもいろいろと答弁いたしたいと思っておりますけれども、今後の取り組みにつきましても、当然、現在の状況、私も実際見て歩いてきましたけれども、現在の状況がいいとは私自身も実は思っておりません。非常に場所的にもいいところにあるという思いもしておったので、この間も、10日ぐらい前かな、ぐるっと回って来ましたけれども、あのままの状態がいいとは私自身も実は思っておりませんので、特にこれからの東日本大震災の復旧・復興の状況とか、特に整備に関する財源の問題ですよ。財源がないとああいうハードの整備はなかなか難しい問題がございますので、そういった問題とか、あるいは桜をベースとした自然との触れ合う場としてのみでいいのかどうかということ、いろいろあると思うんですよ。後ほどもいろいろ答弁させてもらう予定でございますが、いろいろと考え方を町民の方もお待ちだろうと思しますので、実はアンケート調査なんかもやってみたいなと今、思っています。どういった整備がいいのか等々ですね。

そういった町民各界各層からの必要性を十分勘案して、また、特に森林委員会でもいろいろと整備の方針を出していただいておりますので、森林委員会と十分協議をします。その2つのストーリー、アクセスをクリアすることが前提になるかと思っておりますけれども、そういう前提の中で今後のあり方について、これは前向きにいろいろ検討する必要があると思っております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。と思います。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 町長から、今の状況が大変良くないと、その辺は十二分に理解をしているというお話をいただきまして、前向きな今後のあり方についていただきました。

やはり、今、町長がおっしゃられたとおりに、行政としては震災後に、放射能問題、特に森林については手がつけられない状況が続いていたことは十分に理解できます。

しかしながら、森林除染も行い、放射能問題も大分軽減されている現況では、問題なく公園として利用できるのではないかと私は確信をしております。また、ご集印めぐりのチェックポイントとしても多くの方々が現在でも来ていただけていると思っております。

やはり除草等で現状維持に努めているとは思いますが、町民から桜の森の場所がわからないという意見が子どもたちを含めて聞かれておりますが、PRも含め、今までの状態で十分だと考えるかお尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

桜の森のPRに関するご質問でございますが、今ほど町長答弁のとおり、現在は整備を中断している状況でございますので、町内・町外ともに積極的なPRはしていない状況でございます。

しかし、今後の森林委員会等での意見を踏まえ、整備状況等にあわせましてPRを

進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） PRはまだ中断ということなものですから、まずは整備をしてからその先のPRをするべきだという部分だと思います。その辺も確かに一番の大事なところなんですけれども、それ以上に、あそこですと中学校が一番近いと思うんですけれども、今の整備がまだできていないということも含めて、子どもたちが桜の森の存在を知らない。そこが問題だと思うんです。少なくとも将来にわたり、そこを保護していくことに限っては、子どもたちの力がなければ、その状態を今後も続けていくことはできないと思うんです。今後の桜の森の有効活用を考えてもいいのではないかと考えますが、その点について、もう一度お尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

先ほどの答弁のとおりでございますが、現在整備を中断している状況でございます。今後整備の状況に合わせて、子どもたちの利活用等も含めて検討をしていくというお話になろうかと思います。

なお、平成24年3月に策定いたしました整備構想の中では、ソフト事業としても子どもから大人までが森と触れ合い、さまざまな活動や体験ができる場所としての整備を計画をしていたということもございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 課長からの将来のやり方というか考え方を聞きまして、若干安心したと、光が見えている感じはいたします。

そこで、私からの提案なのですが、やはり子どもたちに触れ合ってもらいと、これはあくまでも整備が終わった後になりますけれども、そこで、小学生の野外学習の場所と考えると、あるいは中学生の部活動のランニングコースと、そうやって、子どもたちの学習、運動等に活用できないものかと考えておりますが、その点についてお尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） 教育次長。

教育次長（引地由則君） お答えします。

桜の森を小学生の野外学習の場所、または中学生の部活動のランニングコースとしての活用とのお話しですが、小学生の野外学習にあつては教育課程に基づき、そして中学生の部活動においては部活動計画に基づき、それぞれ学習ないし活動を行っているところでございます。

桜の森の活用につきましては、小・中学校が現地を確認した上で、学習効果や効率性、安全性の面から整備後の状況を踏まえ、活用を検討してまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 教育次長からのお話をいただきまして、大変ありがたいと思っております。

やはり教育の一環として、利用する上でのたくさんのものがあると思います。やはり私が今、申し上げたとおりにだけじゃなく、さまざまなものがあるということはわかっております。しかし、子どもたちは利用することが目的ではなく、子どもたちに国見町にこのようなものがあるんだということをぜひ理解してもらいたいという部分がありますので、考えていただければと思っております。

そしてやはり、まずは子どもたちに桜の森の存在も含めた利用法を含め、その後に多くの町民の方々に利用していただくことが大切ではないかと考えますがいかがでしょうか。お尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

桜の森の利用方法についてのお質しでございますが、子どもたちから自然や森林に親しむことは大変重要なことでございます。それで、先ほど申し上げました整備構想の中でも、子どもたちの自然観察や森林環境学習、そして生涯学習の場としての位置づけなどもなされているところでございますので、それらも含めまして今後の森林委員会等での協議の中で検討を進めてまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） やはり今の現況をそのまま利用することが前提ではありません。やはり整備をしてからになりますけれども、桜の咲く時期はごく限られた期間であり、なおかつ今現在では年数が若い木であるということから、観月台公園のような桜になるためには今後何十年もの月日が必要となることは、誰でもわかることであります。そのためにも、第2の桜の名所とするために、どのように町民の方々の協力を得てやっていくのかを説明する必要があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。お尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

桜の森を第2の桜の名所に、そして町民の皆さんの手でというご質問でございますが、先ほど町長が答弁をされましたとおり、町の財源も限られてございます。それで整備をして維持管理をしていくためには、町民の皆様のご理解とご協力が必要不可欠なものであると考えてございます。

したがって、より効果的な活動体制、協力体制の構築も含め、今後検討を加えまして、町民の皆様に説明しながらご協力いただけるよう対応していきたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 全て行政で除草も含めた維持管理に努めておりますが、今の状態を続けていくことには限界が生じると思っております。

そこで、これも提案なんですけれども、今、全国的に、はやっております桜の里親プロジェクトという制度で新たな観光名所として計画はできないかなと思っておりますけれども、そこについてお尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

今後の桜の森の整備についてのご提案ということでございますが、議員ご提案の件も含めまして、全体的な構想の再構築と申しますか、見直しも必要であると考えてございますので、森林委員会等で協議をさせていただければと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 森林委員会と検討するというお話ですから、それはやっていければと思っております。

桑折町でも既に里親制度を利用して、1本1万円ぐらいで募集をかけて活動しております。これは近隣だけではなく、日本全国においてもさまざまな方法がありますので、この町に合った、この町でしかできない方法で、町民も含めて町内外の方々に参加してもらえるように進めるべきではないかなと考えておりますが、森林委員会の中でもそういう部分を考えていただけるかどうかお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

町内外の皆様に参加をしていただける方策をとるというご質問でございますが、県内・県外のさまざまな事例を調査・研究しながら進めていくことが当然必要であると考えてございます。

今ほど桑折町の話が出てまいりましたけれども、桑折町につきましては、特定非営利法人がそのような桜の里親制度を実施しているという話も聞いてございますので、そういう制度も参考にしながら国見町に合った整備を考えていければと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 先ほどから町長からもお話があったように、やはりいい物を作りたい、今の状態が良くないというのはわかっておる、しかし、そこに行く上での財源不足だということがやはり結論かなと思っております。少しでも軽減になる部分があれば、こういうものを利用して、やはり一つでも財源不足を補えればいいのかと思っております。ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

では、最後の質問に移ります。

今後、桜の森を町内外の方々の憩いの場とするために、どのような利活用を考えているのかお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） お答えを申し上げます。

今後の桜の森の利活用に関するお質しかと思います。

まず、先ほど申し上げましたけれども、この桜の森の整備構想、原発事故等の影響もございまして、森林委員会のご了承のもと中断をしておる経過がございます。改めてこれは森林委員会の皆様にご協議を申し上げて、整備のあり方等々についてご検討をいただくことが、まず第1次的に大切かなと思っておりますし、また先ほど申し上げましたけれども、町民の皆様方のアンケートもやはり非常に重要かなと思っておりますので、そんなことがまず一つあるのかなと思っております。

また、その整備にあたりましては、東日本大震災からの復旧・復興の状況、現在進めております道の駅国見「あつかしの郷」の整備状況、実際に近いうちにできますし、あと、歴史まちづくり計画に基づく阿津賀志山防塁下二重堀地区等々の整備事業などもこれからいろいろと出てきますので、そういったものと、この桜の森がある意味で関連づけられないかということも今、考えておるところでございます。

といたしますのは、単に自然に親しむ、これは当然いいわけです。自然に親しむということは、公園ですから、まず桜がベースになるかと思えますけれども、と同時に、いわゆる点を線にしたり面にしたりとよく私、言いますけれども、観光的な視点で、この道の駅を確認して桜の向こうに、例えば4月、すばらしい桜があるよと。道の駅から自転車で行って、そこに見てもらおうとか、そういった回遊ルートの一つにする。つまり、古来の歴史とか自然とか、まさに今、言いました桜の森が自然でありますから、その自然とかで回遊ルートをうまく作るようなことができないかと、観光的な視点で、この桜の森はできないかななども今、考えておるところでございます。また議員お質しの県北中学校がすぐ近いということがありますので、先ほど教育次長の答弁にありましたように、いい意味で、スポーツとか、あそこを運動のトレッキングコースにするとか等々、いろいろあると思うんです。おっしゃるとおりだと思うんです。

ですから、そういったものにも当然使うと。あるものは使うのが原則ですから、どう使うんだということをお互いに考えなくちゃならない。それは今、ご提案になったスポーツレクリエーションなんか、非常に私、望ましいのかなと今、聞いていて思いましたんで、そんなものも含めて、どういった形が望ましいか等々について、利活用を十分検討していきたいと思っております。

前に戻りますけれども、いずれにいたしましても、このままでいいという状況ではないと思っておりますので、森林委員会と十分協議をして、今後の実施の時期とか、あと管理運営ですね、財源の問題ありますんで。作ったはいいんだけど、なかなかインフラの整備の後のフォローが非常に難しいんですね。ですから、そのフォローをどうするんだということ。そういった意味で、里親制度の提案などもありましたんで、そういった管理方式、どういう形が望ましいとか等々も含めて今後の道筋をつけていく必要があるかなと思っております。

ただ、早期にばっばっとできるものではないかなと、ハードの整備なんでね。若干お時間をいただきながら、とにかく中断していますので、これを復活させてどうするんだということを森林委員会等々で十分協議をしながら、前向きに取り組んでいければなと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 町長からすばらしい利活用の考えをいただきまして、本当に安心しました。町民の皆さんが今いる状態の中で、今後どうなるんでしょうねという話からすると、やはりそういう話を聞いて大変ありがたいと思っております。

この桜の森を今後も維持管理する上では、やはり費用がかかりますし、なおかついつまでかかるか検討もつきません。だからこそ、町民の力を得て、やはり維持管理を進めなければならないと思っております。桜の成長とともに、第2の桜の名所となるために、さらなる方策をお願ひを申し上げて、私からの質問を終わります。

議長（東海林一樹君） 次に、10番阿部泰藏君。

（10番阿部泰藏君 登壇）

10番（阿部泰藏君） さきの通告に従いまして、一般質問を行います。

町森林整備計画について行います。

近年、木材価格の低迷などによって森林の荒廃が起こっています。本町の森林概要について伺います。最初に町内森林面積と町内面積の比率について伺います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） 10番阿部泰藏議員の質問にお答をいたします。

町内の森林面積の関係でございますが、1,447ヘクタールでございます。それで町の面積が3,795ヘクタールでございますので、比率にいたしますと38.1%という状況となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 次に、民有林の面積と公有林の面積について伺います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） お答をいたします。

森林の区分といたしましては、国有林と民有林という区分に分けられまして、国有林は国見町にございませんので、1,447ヘクタール全てが民有林でございます。それで、民有林の中に公有林と私有林という区分がございます、公有林が339ヘクタール、私有林が1,108ヘクタールという状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 次に、人工林の面積、人工林の種類、森林の種類を伺います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） お答をいたします。

人工林の面積でございますが、合計でございますけれども、602ヘクタールということで、森林全体の約42%となっております。

それで、人工林の主要樹種でございますが、杉、ヒノキ、アカマツ等でございますが、生育状況も参考までに申し上げますと、いわゆる標準伐採期間というものがございまして、50年以上という標準的な伐採時期がございまして、それを経過した樹木が約306ヘクタールございます。約半分が植えてから50年を経過しているというところでございまして、間伐等の手入れのなされていない場所が結構ございまして、十分に成長していない樹木も現状としてはあるという状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） ただいまの説明では、半分以上が50年以上を経過して伐採計画時期に至っているということでございまして、この伐採した後は、植林を義務づけているのでしょうか。将来的に人工林の面積は、植林をしていけばどんどん増えていくわけですね。これを結局、伐採して植林をしなければ人工林の面積は少なくなっていく。人工林の面積をこれから増やしていきたいという整備計画はお持ちでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） 森林の伐採の関係でございますけれども、保安林に指定されている部分もございまして、その森林を伐採をしてしまいますと、水源涵養の機能とか土砂の流出とかの危険性も高まってまいりますので、そういう観点からも、伐採後につきましては基本的に植林をしていただいて、その山を保護するというところで森林計画の中ではうたっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 次に、森林整備計画は、1期10年の計画に沿って進められています。計画を推進するため、町では森林委員会を設置しております。この森林委員会の人数と、年間で何回くらい開催するのか伺います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

森林委員会の委員につきましては、国見町森林委員会設置規則に基づきまして設置をしております。それで、その職種につきましては、公募の委員、それから森林所有者、学校関係者、関係機関の者、関係行政機関の者、それと学識経験を有する者、その他必要と認められる者という7つの区分で組織をすることとなっております。それで、直近では平成23年11月に16人の方を委嘱しております。

委員会の開催回数でございますが、平成23年度に4回、平成24年度に4回、平成25年度は2回、あと、平成26年、27年については開催をしていない状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 町の財産区などには、財産区管理委員が条例で決まっておりますが、この役割というのは財産区管理委員と同じようなことをしているのではないのでしょうか。伺います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

森林委員会につきましては、先ほど申しました1,447ヘクタールの町全体の森林整備計画の策定やその着実な推進、そして町の木材利活用の推進を図るために組織をされている委員会でございます。

一方、財産区の管理委員会につきましては、その財産区の所有する財産である森林資源等を管理運営等するための管理委員会でございますので、その役割は全く異なるものと認識してございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 町の森林委員会は、計画を推進するために設置しているわけなんですけど、進めるには、山林所有者や地域住民の意向を踏まえて進める方針でありますけど、しかし、所有者や地域の現状は、森林にはもう関心がない状況であります。このような状況の中で、果たして森林計画は進められるのでしょうか。私は、この計画はなかなか進めることが困難かと思うんですが、その点を伺います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） 森林計画の進捗等についてのお質しでございますが、確かに、この森林計画につきましては10年スパンの計画でございますが、それとあと、森林につきましては植栽から成木になるまで50年、70年、80年という長いスパンがかかります。そういうような部分もございまして、長い目で少しずつ対応していくしかないのかなど。単年度で実施したからすぐ良くなるものでもございませぬので、長いスパンで、それぞれいろんな事業をやりながら森林を守っていくことが必要なのではないかと。その中の一部として森林整備計画があると考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） ただいまの答弁では、やはり計画書では地域住民や所有者を主体として計画を進めるとなっているんですが、進める以上は、住民や所有者に関心がないかったら、行政主導で10年間のスパンで進めていくということで認識してよろしいんでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

そのような認識になろうかと思えます。

ただし、行政が全てをやるということではございません。当然、森林につきましては私有林がかなりの部分を占めてございまして、どういう事業を入れていったらいいかということを含めて、所有者の方々とご相談をしながら対応してまいりたいと考

えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） ただいまの私有林の面積がやはり多いので、相談しながら進めていくということですが、私有林が耕作放棄しているような状態で、これからのように民有林というか、個人経営者の森林を進めていく考えなんですか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、町の森林には私有林を中心に手入れの行き届かない、いわゆる施業放棄状態にある森林も数多く存在すると認識してございます。その要因としましては、私有林で1ヘクタール未満の所有者の方も多いという部分もございまして、それと、木材価格の低迷も相まって、林業での収益が見込めないことが主たる要因となっていると考えてございます。

これらの対策といたしましては、森林組合等の事業者による森林施業の共同化、それと合理化等を進めるとともに、事業者の策定する森林経営計画を確実に実施をしていくことによりまして、林業に従事する方々の育成と確保等が必要になってくるのかなと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 次の質問を伺います。

町の松くい虫の被害状況と防除について伺います。

防除については、以前はヘリコプター防除や伐倒駆除など、積極的に実施されていましたが、最近では、ヘリコプター防除なども、伐倒駆除も細々とやっている状態で、松くい虫防除の消極化が懸念されますが、これからの見通しとしてはどうなんでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

松くい虫への対応の件でございますが、まずヘリコプター等による航空防除の関係でございますが、10年ほど前までは町でも実施をしてございました。しかし、経費的な問題とあわせまして、当町においては当該森林と民家や農地が比較的近いという地理的条件もございまして、薬剤散布によります周辺環境や農作物への影響が懸念され、それらを考慮し、現在は実施してございません。そのため、主たる松くい虫への対応につきましては、被害木の伐採、燻蒸等の対策ということになります。

参考までに過去5年間の事業費でございますけれども、決算額と伐採本数、概算でございますけれども、平成23年度が決算額で1789万9000円、約1,200本、平成24年度は272万3000円で約200本、こちらは震災の次の年でございます。そして平成25年度が2426万9000円、約2,000本、平成26年度につきましては1233万4000円で約900本、平成27年度が

2476万円で約2,000本で、5年間トータルしますと、約8200万円の経費でございます。そして約6,300本の伐採をしております。ただし、被害木全体の伐採までは至ってはございませんが、限られた予算の中で、できる限りの対応をしている状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 松くい虫のアカマツは、本町のシンボルとして制定されています。町民にとっても強い思いがあると思います。現在まで、8200万円を5年間で投じてきたというんですが、この松くい虫を対策として止める方法は、現在考えているのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） 松くい虫防除への今後の対応の件でございますが、先ほど申し上げました伐採、燻蒸という対応のほかに、平成25年度から福島県で福島森林再生事業を実施してございます。その中で、間伐等に合わせまして松くい虫に強い耐性松の植林なども実施できるよう検討をしているところでございます。

また、現地を確認しましたところ、標高400メートル以上、阿津賀志山よりちょっと上のほうでございますが、そちらには松くい虫があまり発生をしていない現状もございますので、それらの今後、保全の対策も含めて検討してまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） この町では耐性松というか、松くい虫に強い品種はどのくらいの面積を植えているのか、そしてこれは国見町の森林だと言われるくらいになるには何年くらいかかるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） 耐性松の植林につきましては、実際的に伐採したところに集中的にその耐性松を植えたという場所は把握してございません。まだ、これからというお話になろうかと思えます。

それと、一旦松を伐採して、そういう耐性松を植えて何年ぐらいで、ご存じのとおり、木が大きくなるためには30年、50年とやはりスパンがかかりますので、そのような長い期間で考えていかなければならないのかなと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） それでは、この町のシンボルとしてのアカマツの位置づけには、変更はないのでしょうか。

町長、アカマツは現在、町のシンボルとしてありますが、松くい虫で被害がどんどん大きくなっていく場合は、町のシンボルは変更も余儀なくされると思うんですが、どうなんでしょうか。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君に申し上げます。

通告のない内容については……

10番（阿部泰藏君） これは通告以内であると私は思います。

町のシンボルとして、これが松くい虫にどんどん冒されて、見えるところはみんな松くい虫になっているんですから。これは松くい虫に対して、私は質問している。

議長（東海林一樹君） わかりました。

では、産業振興課長、お願いします。

産業振興課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

今ほどもお答えをいたしました。全ての松が松くい虫に冒されているというところではございません。先ほど申し上げました、標高の高いところは比較的良い松がそのまま残っている部分もございますので、例えば来年、再来年にすぐ松が全滅してしまうということではございません。長いスパンでその対応をしていけば、今後10年、50年、当然その松につきましては保全は可能と考えてございます。

よって、国見町のシンボルにつきましては、私の担当ではございませんけれども、松がある以上はそのままでも差し支えないのかなとは考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） 私からもご答弁させていただきます。

今のさまざまな阿部議員からのご質問、ありがとうございます。

シンボルとしてのアカマツでございますが、これはやはり国見町のシンボルとして、本当に長く長くこれまで皆さんに親しみを持ってやってきていただいたということでございますので、なるべく保全をすることを前提にしながら、やはり、皆さんとともにシンボルの木として、お互いに連携しながら保全していくことが大切かなと思います。今のご質問を踏まえて、さらに意を配してこの問題には対応していきたいと思った次第でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 次の質問に入らせていただきます。

林道整備は、森林整備、保全や木材生産するためには必要不可欠であります。今後の林道の整備計画について伺います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

林道の整備計画に関するお質してございますが、こちらの国見町森林整備計画の中では基幹路網の整備計画として記載をしております。それで、現在町内に林道は13路線、総延長で4万1277メートルという林道がございます。その森林整備計画の中で整備をすると記載してございますのが、一部改良が3路線、10カ所、舗装が4路線で1万5952メートルの計画でございます。それで、計画自体は、先ほど申し上げましたけれども、平成27年度から10年間の計画でございますが、現在は

大震災からの復旧・復興の時期でもございますし、そういう状況を踏まえまして、林道の整備については一時中断をし、必要最小限の維持管理に努めている状況でございます。

なお、再開の時期につきましては、復旧・復興関係の事業との兼ね合いや財源の手当等も含めて、慎重に検討をしてみたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 森林整備計画について、以前は町の振興事業に小畑線や、あるいは水晶森林道線というのは年次計画になっておりましたが、これがいつの間にか計画だけは先延ばしにして、その先延ばしもなくなりました、これはどういうわけになったんでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

小畑線の舗装関係の事業、一昨年まで実施をしてございましたが、それについて中断をしている状況でございます。議員ご指摘のとおりでございますが、そちらの関係につきましても、先ほど答弁申し上げましたが、大震災の復旧・復興の状況、その他町内のいろいろな場所での整備の経費的な問題もございますので、それらも含めまして昨年度からですか、一時中断をしている状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 森林計画とは、現在の森林を育成しながら、後の世代に引き渡すというのが、今の人に課せられた責務でございます。それで、引き渡すためには、森林経営と担い手の育成が重要と考えますが、この担い手の育成についてどのようにお考えか伺います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

現在、町内に森林を主体として経営をしている事業者の方はおりませんが、森林法に基づきまして、森林経営計画を町が認定しておる事業者がおります。その事業者との連携によりまして、林業従事者の育成や確保に努めてまいりたいと考えてございます。

そしてまた、本年3月に町といたしまして、ウッドスタート宣言をしました。それらによりまして、木育事業を推進することとしておりますので、関連する事業につきましては今月から開催する予定となっておりますけれども、それらの事業の中で森林や林業に興味のある方々との連携を図るなどして、担い手の育成に努めていければと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 次に、保安林は、木材生産のほかに水源の涵養や国土の保全など、

多面的な機能があります。町内の保安林はどのような目的で認定されているのか伺います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

保安林の指定の関係でございますが、保安林は森林法の規定に基づきまして、11項目の特定の目的を達成するために必要と認める場合に、農林水産大臣が指定をするものでございます。町内には水源の涵養のための保安林が1カ所、5ヘクタールございます。こちらは地区的には泉田になります。それと、土砂流出防護保安林というものが17カ所、180ヘクタールございますが、こちらは泉田から小坂、それと石母田方面の森林になりますが、そちらが指定をされている状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 保安林の指定面積はこれから増えることもあるのでしょうか。指定というのは農林水産大臣と県で行うわけなんですけど、これから実際、目的、機能を面積として増える可能性はあるのか伺います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） 保安林の指定の関係、当然農林水産大臣が指定をするわけでございますが、全くないということではないかと思えますけれども、地形などが大きく変わらない限り、現状のままで推移をするのかなとは考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 次の質問に入らせていただきます。

さきの東京電力の原発事故による放射性物質の森林木材や原木シイタケの影響などについて被害はなかったのか、大丈夫なのか伺います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

原発事故に伴います木材や原木シイタケへの影響でございますが、まず、木材についてでございます。こちらにつきましては、平成23年11月から県内の製材所から出荷される県産材の表面放射線量を確認するために、県で3カ月ごとに抽出検査がされてございます。それで安全を確認しておりますが、その結果は、専門家によれば、環境や健康に影響の出るような数値は出ていないと評価がされているところでございます。

ただし、木材価格の動向などを見ますと、農作物と一緒になんですけれども、福島県産の木材は市場取引価格がほかの産地と比べて2割から3割安く取引されている状況もございまして、そういう部分で被害はあるのかなということかと思えます。

それと原木シイタケの件でございますが、町内に出荷されている事業者の方は統計上は記録されてございません。それで、福島市、伊達市の近隣市町については、露地物についてははまだ出荷制限がかかっている状況でございますので、生産はできない

状況になってございます。

なお、これらシイタケの原木となる広葉樹を植栽している所有者の方に対しましては、東京電力から賠償の対象になってございまして、その事務につきましては県北森林組合で、現在、申請などを受け付けている状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 次の質問ですが、今後、町の森林再生に向けた取り組みについて最後に伺います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） それでは、最後に私からご答弁を申し上げます。

阿部議員には先ほど来、森林再生に向けたさまざまなご質問をいただきました。特にアカマツの問題も含めてご質問をいただきましたこと、まず感謝を申し上げさせていただきますと思います。

今後のこの取り組みについてのお話しでございますけれども、まず、私は林業の振興とか森林再生とか、これは単に町単独でできる問題ではなくなってきたのかなというのがベースにございます。これは国全体といいますか、県全体といいますか、そういった広域的な観点から、鋭意対応していくことが非常に重要なことなのかなと思っております。財源の問題も含めて、町単独ではなかなかできない。林道の整備、いろいろな整備等々、なかなか難しい問題になってきておるのかなと。まず、ベースとしてそういう認識をしておりまして、これは私が県におったころからでありますけれども、やはりそういう議論が非常に多くなされておりました。

したがって、まず国・県との連携、いわゆる補助の問題も含めて、どういう形で連携していくかが、私はやはりベースにあると思っております。

その上で答弁申し上げますけれども、まずは、原発事故からの森林再生のための平成25年度から実は取り組んでおります福島県森林再生事業、これは原資は国が出して、県が町を復興する事業でございますけれども、放射線の低減対策ということで、間伐、下刈り、植栽、路網整備等々、森林整備事業について、所有者の皆様方から同意を得ながら進めていく事業でございます。ただ、この事業は、議員もご承知かと思いますが、29年度で終わりたいと国が言っているんですね。やっぱりそれを許してはいけないなと私は思っていますので、大震災からの放射線の問題も含めて、そういったベースでどうするんだという議論をしっかり残しておかなくちゃならないだろうと思っております。県とか関係市町と十分連携を図って、この事業を継続的に出資してもらうように今後鋭意、要望等につなげてまいりたいと。まさに国ができる一番今の現在の事業としてこれがあるんですよ。ですから、これはやめてほしくないと思っておりますので、しっかりと29年度以降、30年度以降も実施できるように、鋭意要望してまいりたいと、まず一つ思っております。

と同時に、やはり町としてできることは何なんだということ、これは産業振興課をはじめ、いろいろと調整しています。町としてできることをやろうということで、い

ろいろ今やってきていまして、若干申し上げますと、これまで役場庁舎でも使いました。皆さんのこの机もそうです。なるべく町産材を使おうと、県産材を使おうということで、まずハード面でできることをやろうよということでやっています。

例えば、小坂ふるさと館も国見町の木を使う、あるいは皆さんごらんになったかと思いますが、大木戸の文化財センターが今度できました。それも町の木を使ったということで、なるべくそういった私どもができることをしっかりまずやるべきじゃないかと私は思っています。道の駅についても当然町の木、そして地域材を使うという観点で今、鋭意取り組んでいきたいと思っておりますけれども、そういったハード面で、町としてできることをまずしっかりとやらなくちゃならないだろうと思っております。

それからソフト面でございますが、これも非常に重要な部分でございます、例えば、ウッドスタート宣言をさせていただきました。2月か3月に新しく生まれた方に木のおもちゃを交付する、これはあくまでも国見町の木を使って対応するということがございます。それから、小・中学校の森林学習事業とか緑の募金等々、さらには緑化推進委員会のさまざまな事業等々を森林に親しむ観点から、さまざまなイベントも含めて、なるべく森林を意識をした事業を、町としてできることをハード面、ソフト面でしっかりやっていくことが私は大切かなと思っております。

私はそのベースはやっぱり国だと思うんですよ。もうこの森林の問題はなかなか町だけでできるものではなくなっています。ですから、議会ともども、今度はこの森林の問題はみんなでとにかく国・県に要望して、これはこうやってほしいと全体でラブコールを挙げないと、これはこのままずっといってしまうということが、逆にむしろ議員の質問以上に懸念をして、私は思っています。ですから、そういった観点から、やっぱり議会ともども一緒にこの森林問題を全体的に考えていく時期に来ておるかなと。町がどうする、どうあれの問題ではないです、これはもう。もうちょっと大きな視点で考えていくところに来ておるのかなと思っております。

ただ、森林計画がありますから、この計画をどうするんだという議論、そして、町としてできること、ハード・ソフト両面でどうするんだという議論をしっかりと進めながら、前に前に進めていくと。それで、先ほど申しましたように、とにかく国・県に全体的に要望していく、進めていくことをみんなで真剣に考える時期だと私は思っていますので、そんなことで、今後とも議会と連携をしながら、私自身もこの森林の問題を鋭意対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 以上で質問、終わります。

◇

◇

◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 11時20分まで休議いたします。

（午前11時11分）

◇

◇

◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午前 11 時 20 分）

◇

◇

◇

議長（東海林一樹君） 引き続き一般質問を行います。

5 番佐藤定男君。

（5 番佐藤定男君 登壇）

5 番（佐藤定男君） 私からは、行政執行に伴う経費削減につきまして、行財政改革の観点から経費削減のための体制、方策等について質問をいたします。

まず、庁内における経費削減体制についてですが、町では行財政改革を推進すべく、平成 18 年度から平成 27 年度までの 10 年間について、改革の大綱を定め、実施計画を策定しております。途中、東日本大震災等がありましたが、この計画の総括はしておりますか。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） 佐藤定男議員のご質問にお答えをいたします。

行財政改革大綱を平成 18 年に策定をいたしまして、27 年度までの 10 年間の計画になってございます。特に、前期の 5 年間につきましては、実施計画を策定をして進めてきたということでございます。私も行財政改革の大綱を策定をして、その進捗について毎年の進捗管理を行ってまいりました。加えて、平成 20 年度からは行政評価制度を導入いたしまして、事務事業の評価あるいは施策の評価ということで、一遍にはできませんので、段階的に進めてきたところでございます。

その中で、先ほど議員のご質問にありましており、震災が起り、一旦中断をしている状況もございしますが、行政評価の事務事業の部分、さらには進捗の管理につきましては、毎年の予算の編成時期に企画情報課と総務課において総括をして予算に反映させるということで、事業は進めてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5 番（佐藤定男君） 今の答弁から推測いたしますと、平成 28 年度からは以前の財政改革にかわって行政評価という形の中で実施しているということによろしいですか。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） 平成 28 年度といいますよりも、平成 20 年度から行政評価については導入をしてございます。それ以降、その評価に沿って事務事業あるいは施策の評価について段階的に行ってきたということで、理解をいただければと思います。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5 番（佐藤定男君） そういたしますと、以前の財政改革という名目のそれはなくて、行政評価の中に含まれているということによろしいですか。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

議員お質しのとおり、行政評価の中に含まれるとご理解をいただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） ただいまの答弁で行政評価に含まれておるといことなんですが、行政評価につきましては非常に大きな問題となりますので、別の機会にでもお聞きしたいと思います。

続いて、経費削減・事務効率化のための職員の提案制度はありますか。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

平成20年度から行政評価ということで、先ほど申し上げましたが、同年の6月に職員の提案制度について提案制度に関する要綱を制定してございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） 職員の提案制度に関する要綱を作成しておるといことですが、それについての実績といえますか、実態について少しお話しいただきたいと思います。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

この職員提案制度による提案については、現在までございません。

ただ、制定をした当時の状況につきましては、行政評価制度の導入に向けての研修、さらには具体的な事務事業評価も行っておりました。このことから、どうしても視点がそちらに行ってしまったものと考えてございます。加えまして、三位一体の改革により財源の減少、予算編成時点での専門的な研修、先進自治体への視察、全国的な会議などへの出席など、通常であれば研さんを積む出張についても控えるということで、当時は緊縮が当然のような状況でありました。そのような中にありましたので、職員のモチベーションにも少なからず影響があったものと考えているところでございます。

ただ、震災と原発事故が起りまして、職員自らが行動して考えなければならない状況が出てまいりました。特に、平成25年度からは復興再生、きずな、元気活力、交流連携をキーワードにいたしまして、新しい事業の推進に果敢にチャレンジをしてきているところでございます。

「1000年のまち。これから100年のまちづくり計画」、廃校活用のプロジェクト、歴史まちづくり計画、地方創生の総合戦略、第5次の振興計画・後期計画、さらには道の駅整備をはじめとした重点事業の数々に取り組んでまいりました。例示をいたしました計画の策定につきましても、コンサルタントに委託をせず、職員自らが起草し、検討委員会や審議会での議論を含めてまとめ上げておりまして、その内容も含めて国見オリジナルの取り組みとなっております。

そのような意味からも、職員提案の制度についての案件はございませんが、日々の仕事の中で風通しの良い組織、課を連携しての取り組みが着実にできていると。そのような風土があるからこそ、提案の件数がゼロだと認識をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5 番（佐藤定男君） 続きまして、個別の経費節約のための対応についてお聞きいたします。

まず、前から気になっておりましたけれども、役場が使用する封筒は白色と茶色の 2 種類あったかと思えます。区別する理由と現在の使用状況をお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） お答えをいたします。

経費節減の面からの役場で使用している封筒についてのお質しでございますが、役場では現在 A 4 の用紙がそのまま入ります角 2 封筒と、用紙を三つ折り、四つ折りに折り畳んで入れる長 3 封筒の印刷を行いまして、これを各課で町民の皆さんなどへの連絡用に使用しているところでございます。

白の封筒につきましては、中身が透けて見えないように裏側に透過防止処理がなされまして、角 2 を例えば 2 万枚発注した場合には、1 枚当たりの単価が 1 3 円 8 0 銭でございます。また、茶色の封筒の単価でございますが、これも 2 万枚発注した場合には 9 円 2 0 銭となっておりまして、1 枚当たりの単価が安いことと、あとは茶色の封筒でも透けて見えないということも含めまして、経費節減の面から、茶色の封筒に切りかえている状況でございます。白と茶色の封筒が現在混在している状況でございます。白色封筒につきましては、各課の保管在庫がなくなれば、すべて茶色の封筒に切りかわる予定でございます。

なお、27 年度での年間の使用量でございますけれども、角 2 の封筒で 2 万 1 0 0 0 枚ほど、長 3 で 6 万枚ほどでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5 番（佐藤定男君） そういたしますと、白い色の封筒の在庫がなくなり次第、もう発注は取りやめ、今後については茶色の封筒のみで業務を行っていくということよろしいですね。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） そのとおりでございます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5 番（佐藤定男君） そうしますと、白色をなくして茶色だけにした場合、封筒の金額は年間でどのくらいの差がありますか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 約 27 万円ほどの減ということになります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5 番（佐藤定男君） 大変大きな節約になると感じております。

次に、公用車についてお尋ねいたします。

手許の資料によれば、国見町所有の公用車の総台数は消防車両 15 台を除いて 36 台であります。各課で管理している台数は総務課が一番多くて 19 台、次に原発災害対策課が 6 台、他の課は 1 台から 3 台となっております。総務課が 19 台は断トツに多いんですが、これはなぜでしょうか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） お答えをいたします。

かつては各課にそれぞれ公用車を割り振りながら活用をさせていただきました。ただ、そうしますと稼働率が悪いことがございまして、総務課にある程度集中をさせて、そこからの貸し借りをしてもらって、各課で使うことで効率化を図って集中車両を増やし、ただいまの台数になるわけでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5 番（佐藤定男君） 各課で管理していると稼働率が悪いというのは、ちょっとイメージできないんですけども、各課での貸し借りというのはやらないということになるんですか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） お答えを申し上げます。

発言の内容が悪いということで、大変申し訳ございません。

基本的には、やはり集中管理になるかと思えます。ただ、各課でどうしても現場用で道具をつけて次に使用するというような車両を各課に配置をしているということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5 番（佐藤定男君） それで、車に関して、普通車にするのか、軽自動車にするのかというのは実際あるかと思うんですけども、その区別する基準について聞きたいと思えます。まず、普通車、軽自動車を選択する際の基準をお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 普通車と軽自動車との選択の基準については特に設けてはございません。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5 番（佐藤定男君） 基準がないということは意外な感じがするんですが、役場で平成 22 年 11 月に作成した公用車の年次更新計画の中に、高速、町内、現場、林道、多人数乗車などのさまざまな用途に対応するための車種が偏らないよう更新するとあり

ます。

確かに、オフロードや多人数乗車などは、それに対応する車が必要だとは思いますが、私はそれ以外は軽自動車ですと十分間に合うと考えます。周知のように、軽自動車は以前と比べて排気量がアップしました。車内空間も格段に広くなりました。高速道路走行も何ら問題なく走れます。車種の内訳を見ると、36台のうち普通車が21台、軽自動車が15台です。私は、極端に言うと、目的が明確な車種以外は全部軽自動車ではないかと思うんですが、先ほど基準がないということも含めて、なぜ基準がないのか、軽自動車ではだめかということについて回答をお願いします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） お答えを申し上げます。

確かに、議員のお質しのとおり、平成22年の11月に公用車の年次更新計画を定めさせていただいてございます。

ただ、その中には軽自動車を何台にするか、普通自動車を何台にするという基準は設けてはございません。ただ、現在、購入価格あるいは維持費や燃費、車検時の重量税など、いろいろ経費節減の面から考慮しながら、軽自動車ですと間に合う部分については極力軽自動車に切りかえをしてきたところでございます。それ以外の車種では、荷物をつける、あるいは人を運んだりというところもございまして、今現在の在庫台数が大体あるべきその基準数の台数なのかなと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） 隣の桑折町では普通車が16台、軽自動車19台で合計35台、国見町とそんなに変わりませんが、軽自動車が3台多くなっています。

ただいま、用途に応じて軽自動車と分けているという答弁ですが、本当に真剣に検討したことがあるのかお聞きします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 先ほども申し上げましたけれども、公用車の年次更新計画で、一応その更新時期は、例えば初年度登録から15年以上経過しているですとか、走行距離が15万キロを超えている場合ですとか、老朽化をした場合について、その更新について軽自動車の購入も含めて検討している状況でございまして、そういった中で現在の台数ということでご理解をいただきたいと思っております。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） 検討した時点で現在の台数割合になっているということですが、もう一度お聞きしますが、普通に乗車するのに軽自動車ではなくて普通車でないのだめだということは具体的に何かありませんか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） お答えを申し上げます。

普通車でなければだめだということではなくてなかなか難しいところではございますけれども、今までの使用状況を見て、例えば先ほども申し上げましたが、人が多数乗らなけ

ればならない、あるいは物を運搬しなければならない、そして両方含めて対応しなければならないというところ、あとはそれぞれの課で持っている公用車につきましては、その課の特性がございますので、課の特性に合わせた車種を配置をしているとご理解をいただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5 番（佐藤定男君） 各課で保有している車があります。そして、集中管理車があります。総務で集中管理している車両の車種は例えばワンボックスカーとか、機材を積むようなバンタイプとかを管理しているんですか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 総務課の集中管理車両につきましては、議員お質しのとおり、7人乗りのワゴン車であったり、あとは荷物を運ぶようなライトバンであったり、あるいは軽自動車であったりと、さまざまございまして、それは各課で申し込み合っ、用途に応じて使っていただくということで集中管理をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5 番（佐藤定男君） 視点を変えて、質問を続けたいと思うんですけれども、保有台数についてお聞きします。

近隣町村の保有台数も述べたいと思うんですけれども、普通車、軽自動車に限定して見ますと、国見町が、先ほども言いましたけれども合計36台、桑折町が35台、川俣町が61台となっています。各町それぞれの事情もあると思います。ただ、私は国見町がもっと台数を削減できるのではないかと考えております。36台の根拠は何か、もう一度お願いできますか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） ご質問にお答えをいたします。

先ほども答弁の中でお話を申し上げました。今まで管理をしてきた中で、今の台数に落ちている状況もございます。ただ、議員がおっしゃるとおり、他町も見ながら今後、その台数の増減につきましては検討もしていきたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5 番（佐藤定男君） 私は、極端な考えになるかと思いますがけれども、集中管理の効果がイメージできないんですけれども、例えば各課軽自動車2台ずつ所有して、不足分の例えば特殊車両などを総務管理で5台から10台とか。そうすると、各課9課ですから、18台プラス5台から10台で23台から28台と。今よりもかなり削減できると私は思うんですね。

今の時点でこれですとできませんとかは、回答するのはなかなか難しいと思いますけれども、現状の台数は職員数3.4人に1台の割合ですよ。私は、せめて

5人に1台くらいでもいいんじゃないかと思うんです。現実の問題といたしまして、1つの課が同時に2台以上使用することなんて、そんなじゃないんじゃないかと思うんですよね。各課であとはやりくりすればいいし、あと、全員が車に乗るようなすごく台数が必要な場合は、庁内の規則でもって、個人の車を借りるとか、賃金を払って決めることだって私はできると思うんですよね。車については、いろんな考えを持って削減する余地があると思うんですが、その辺、もう一度課長の答弁をお願いします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） それでは、私からも答弁をさせていただきたいと思います。

まず、いわゆる行財政改革の全体の問題、先ほど企画情報課長も答弁いたしました。それで、最後に今、総務課長から個別の削減の問題などもあったわけでございますけれども、行財政改革についての基本的な今現在の町としてのスタンスをまず、私からお話をさせていただきたいと思っております。ご案内のように大震災がありまして、なかなか行財政改革がどうだという議論にはならなかったと。どちらかという、町全体の行政経営をどうするんだと。削減というよりも、いかに国・県からの歳入を多くしながら、かつ歳出の最少の経費で最大の効果を上げるようなスタンスをどうするんだと。いわゆる行政財政改革という狭い視点から、もっと大きい行政経営をどうするんだということで、ここまで私自身はやってきたのが実態でございます。27年度までは大綱がございましたんで、大綱に基づきながら、先ほど企画情報課長が答弁したようなことで、いろいろと実績を扱ってまいりました。

ただ、28年度以降につきましては、どちらかという行政経営的な視点でどうするんだという議論を重要視しながら現在やってきております。

結果としまして、私が町長就任して4年間で約400億円を超える歳入を確保したと。それから、歳出につきましても、町の財源が震災の影響等々で非常に少ない状況もあったわけございまして、なるべくそのスクラップ・アンド・ビルドという観点で歳出を少なくしようではないかという意識を持って、いろいろやってまいりまして、先ほどの茶色封筒の話とか、実は、この新しい庁舎になってからも土日に職員が来るんですけれども、冷暖房はカットということで、冬場はいろいろ着ていただいたり等々、少しでも経費の節減に向けた対応を鋭意進めておる状況でございます。

ただ、私はこの状況は長く続かないのかなと思っております。それは、歳入がこれからなかなか厳しくなってくると。そうすると、やっぱり歳出の削減に重きを置かなければならなくなる時期が来るだろうと思っております。

それは震災の復旧復興状況、あるいは現在やっております第5次の後期計画、それから地方創生とかいろいろ計画がございますので、そういった進捗状況などを見ながら、やはり近い将来は第5次の改革大綱をぜひ作りたいという思いをいたしております。ただ、そこまで先ほど議員の質問にあった車の問題なんかは、できることからしつかりやらなくちゃいけない。基準がなかったことは私も初めて知ったんですけれど

も、実はね。やっぱり基準をしっかりと作って、どこまで必要なんだと。職員118名のうち、いわゆる比率でどのくらい欲しいんだという基準を、例えば今言った5人に1台をとか基準を作っておく。あるいは軽自動車はどこで入れるんだ等々、そういった基準はしかるべきかなと思っています。これは第5次の計画を作る以前の問題ですから、これはもう、今すぐできることですからしっかりとやっていって、ただ、大きな第5次の行財政改革については、先ほど申しましたように、実は県でも今、計画がなく、県も全くできないと。今、行財政改革よりも、とにかく復旧復興だということで作っておりません。

ですから、県に見習っているわけではないんですけれども、やはりそういった状況の流れ、いろいろ各市町村もそうなんですけれども、なかなか行財政改革がどうということよりもむしろ、歳入をどうするんだと、行政経営をどうするんだということが重さになっていきますんで、ただ、やはりこれは長く続くと思いません。歳入は恐らくどんどん減りますからね。ですから、今後は行財政改革大綱をしっかりと作って対応していくことが必要なかなと思っておりますし、また、例えば佐藤議員からのご指摘にありました公用車の問題をはじめ、いろいろございましたんで、それについては鋭意前向きに検討、改善をして、対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） ただいま町長から経費、私も皆様の経費削減についてはそれぞれの立場でやられているということは感じてはいますけれども、きょうの私の車などのお話も申し上げましたが、よく考えて対応していくというお言葉をいただきましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

これで、私の質問を終わります。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 午後1時まで休議いたします。

（午前11時49分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午後1時00分）

◇ ◇ ◇

議長（東海林一樹君） 引き続き一般質問を行います。

最後に、11番浅野富男君。

（11番浅野富男君 登壇）

11番（浅野富男君） 平成28年9月定例会にあたりまして、一般質問を行います。

まず、はじめに特殊技術の取得についてであります。このことにつきましては、先

般、若干の質問をさせてもらったところでありますけれども、今回改めまして通告という形で質問をしたいと思っております。

私が言うまでもなく、行政の仕事は多種多様な広範囲にわたっているものと思っております。そして、近年は自然災害も頻繁に発生する中、その対応にも追われることが少なからずあるかと思っております。緊急事態への対応が求められることにもなりかねません。

現在、特殊技術は数種類にわたり定められております。例えば、建築、電気、空調といったものも含めまして、特殊技術に対する町の考え方について質していきたいと思っております。

まず、最初でありますけれども、特殊技術の資格取得は、個人の考え方にもより取得する方が多いと思っておりますけれども、町と雇用関係にあります正職員、臨時、嘱託職員等も含めて、どんな資格を持った人がそれぞれ何人いらっしゃるのか、まず最初にお聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 11番浅野議員の質問にお答えをいたします。

職員の中に、建築に関連した資格を持った者がいるのかというお質しかと存じますが、任期付職員で2級建築士の資格を持った職員が1名在籍している状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 建築士2級の職員が1名という答弁でありましたけれども、町といたしましてはこの特殊技術、あるいは専門知識を持った方々への処遇については、どんな扱いになっておりますでしょうか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） お答えを申し上げます。

基本的に職員につきましては、一般行政職並びに技術職ということで保育所、幼稚園の職員でございます。そういった職責に応じた給料表の運用で対応をさせていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 確認になりますけれども、そうすると、それなりの知識を持った方々については、それに応じた処遇があるという理解でよろしいですね。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 現在、職員につきましては一般行政職用の給料表一本でございます。技術職の給料表はございません。ただ、経過の中で、例えば保育所職員であるとか幼稚園職員につきましては、格付での対応はしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 先ほども申しましたけれども、行政にあたっては、いろんな多岐にわたる対応が必要とされているとっております。それなりの機器の取り扱い、そして専門知識でもある特殊技術を持つことに対する町の考え方、取り組み方について質問したいと思います。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） お答えをいたします。

技術職員の採用、もしくはその技術の資格の取得についての考え方はどうなのかというお質してございますが、基本的に職員の採用にあたりましては、例えば保健師、栄養士、社会福祉士、幼稚園教諭、保育士など、常にその専門的な資格を持った者がいなければ成り立たない職場の職員以外につきましては、一般行政職で採用を行いまして、各課への配属・異動を行っているところでございます。

例えば、役場庁舎の維持・管理に際しましては、電気設備の保守点検あるいは空調設備、給排水設備の保守点検、またはエレベーターの保守点検、こういった数々の管理業務が発生してございます。それぞれ専門的な資格が必要になってございまして、こうした業務におきましては、資格者のいる専門業者に委託するのが一般的だと考えてございます。職員がこのようなさまざまな資格を取得して、あるいは取得している職員を採用して管理することにつきましては、効率的にも経費の面でも実情になじまないと考えているところでございます。

特に、国見町のような規模の小さい町村等におきましては、例えば通常の土木業務、今回の役場庁舎の建設、道の駅の整備などのために、めったにない例の事業があった場合につきましては、その専門的な業務につきましては委託するのが一般的でございます。そのために技術職員を採用することは実情にそぐわないと考えてございまして、どの部署にも異動できる一般職員の採用が一般的な考え方だと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 職員の中にもいろんなことに挑戦したいと考えていらっしゃる方もいるのではないかと考えておりますけれども、そうした方々がいわゆる専門的な知識の勉強をすると、資格を取るためにいろいろやることになった場合については、現在、どのような支援をしていらっしゃるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 例えば、業務の中で必要な資格につきましては、当然仕事の中で、業務で研修、あるいは講義を受け、技術資格を取っていただくこともございます。あとは、個人的にそういった資格を取りたいという方については、個人で対応する時間等の部分については配慮をしている状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） これは例になりますけれども、今回役場庁舎を新築いたしまして、

それで外壁に使いました木材の修繕をしなければならない事態になったわけでありまして、事前にも、事前にそうしたことの専門知識を持った方が見れば、大体どういう施工をしたのかがわかるのではないかと思うわけでありまして。

そうした中で、専門知識は大いに生かされると思っておりますけれども、今、答弁にありましたような外注ではなくて、町独自でも必要なことだという位置づけで今後進めることについては、どのような考えになりますでしょうか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 先ほどの答弁にもお話ししたとおり、基本的には一般行政職を採用して、いろいろなところの部署で活躍していただくことで考えてございます。そういった専門的な知識につきましては、なかなかそういった状況でそこだけという職員を配置する部署、業務量も少ないですし、部署も少ないということから、そういった知識あるいは専門技術を持った者を採用するところには、なかなかいかないのかと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 町の決まりの中では、職員がそうした特殊技術を持つ、あるいはそうした形で一定程度の専門分野を受け持つといたしますか、職員が行政職と、そうした特殊技術の兼務については、この役場の中ではやってはならないことになっているのか、やってもいいけどいないのか、その辺はどうなんでしょうか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） お答えを申し上げます。

先ほど申し上げましたように、建築関係で専門技術を持った職員としては任期職員1人ということでございます。ただ、部署においては、そういった土木なり建築なりに携わる部署もございます。そういったところにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、専門的なところは委託で対応しております。

ただ、そこにおいて、もし資格を取りたいということであれば、それは拒む必要はありませんので、そういったところで今は対応させていただいているとご理解を頂戴したいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 自前でそうした技術者がいることは、それなりに心強い行政ができるのではないかと思いますので、そうした方々については、希望者になりますけれども、ぜひご支援していただければと思っております。

次の質問にまいります。

歩道の補修について通告をしてありました。これについては、震災から5年ぐらいたった中にありまして、ニュータウンの中にある歩道なんでありまして、地震による震災の影響ではないかと見られる凹凸があります。特に夜間の場合、よく見えないために、つまずいて軽い傷を負ってしまったという話も耳にしたところでありま

すけれども、これが地震の影響だとすれば、あれから5年が経過しております。それにもかかわらず、まだその影響が残っていることになるのではないかと思います。この歩道を修繕することについては、これは復興事業に位置づけられる事案とは別な考え方になるのでしょうか、お伺いします。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） お答えいたします。

東日本大震災による歩道の被害につきましては、平成23年度に単独災害復旧事業として復旧工事を施工しておりますのでございます。

したがって、復興事業として個別に位置づけることはいたしておりません。復興事業につきましては、公共土木施設災害復旧事業として採択となるような、補助事業となるような大規模な事業など、代表的なものについて計画されたものと考えておりますのでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） そうすると、復興事業の中でやれる事案ではないかと思いますが、これについては町内会でも再三要望しているというお話であります。返答については、予算がなく、そのままの状態となっているということではありますが、この補修をするにはどの程度の事業量、予算が必要だということになるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） 費用ということがございますけれども、一概にすぐ算出できるものではございませんが、ほぼ延長、両側に歩道もございますので、ざっと見ても1億円ぐらいはかかるのではないかと。概算ですけれども、そんな感じかなと見ておりますので、一概に、一足飛びにすぐ全部が補修できる状況にはないということをご理解いただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） すぐにはできないということではありますが、この凹凸、早く直していただきたいということは一つはあるわけであります。今後の取り組みはどのような形で直していきたいと考えていらっしゃるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） お答えいたします。

現在ある凹凸につきましては、平成23年に大きなでこぼこは修繕をしております。ただ、ニュータウンも20年近くなっておりますので、一部は経年劣化もあるものと考えられます。あとは、議員もご存じかと思いますが、街路樹が植えてあります。街路樹が育って、根張りでちょっと持ち上がっている状況もございます。

そのようなことで、インターロッキングにつきましては大変その影響を受けやすい状況もございます。また、ご存じかと思いますが、インターロッキングは地震にはやっぱり弱いというのもございますので、今後その劣化状況を見ながら、最終的には、

地震に強いアスファルトのほうが多分、耐久性が高いので、そういったものに変更することも含めて、地元町内会とご相談をしながら進めてまいりたいということで、ご理解をいただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 町内会長としても早急にやっていただきたいと思いますが、今、予算の大まかなところを述べられましたが、相当かかるかなと今、感じたところでもあります。いわゆる生活環境を整える必要があるというのは、やっぱり町の仕事かなと思っております。安心・安全なまちづくりには、早急な対応をしてほしいということが町内会の要望かなと思いますので、聞きましたところ、相当大きな事業になるということがありますけれども、ぜひ早急に整えていただきたいと思います。

それでは、次の質問に入ることにいたします。公開質問状に対する答弁について通告をしております。

東日本大震災という大きな自然災害と、安全と言われてきた原子力発電所の事故から5年が過ぎたところでもあります。この間、町民そして町とともにその復旧・復興に努めてきたところでもあります。原発事故への賠償問題をはじめといたしまして、まさにオール国見でその除染、役場庁舎の復旧など、震災からの復旧・復興に大いに尽くされてきたことであると思っております。

そのような中で、先日、元議員の連名で、道の駅建設にかかわる疑問について、公開質問状が町宛てに提出されました。このことについては、ご質問には、ご回答いたしかねますので、ご了承いただきますようお願い申し上げますとのことでありました。町民に対する回答拒否と受け取らざるを得ないのではないかと思っておりますが、なぜこのようなことになったのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） お答えを申し上げます。

道の駅建設に係る公開質問状についてでございますが、ご承知のように、道の駅の整備に関しましては、さきの6月議会の浅野議員の質問に対しまして、私や建設課長が道の駅の設計者の変更や、設計変更などにつきましては、各種行政手続はもとより、法にのっとり、公正、適正に進めている旨、答弁をいたしておるところでございます。町民の代表である議会の皆様に対して、この議場において真摯に答弁し、公式に明らかにしてきたところございまして、町としての説明責任につきましては、既に十分果たしているものと考えております。

したがいまして、公開質問状に対しての回答につきましては、回答を拒否するというのではなくて、既に町民代表の最高の府である議会において説明責任を十分果たしており、町民個々に回答すべきではないとの認識のもとに、回答いたしかねますとの回答とさせていただいたところでございます。

また、公開質問状につきましては、浅野議員もご承知かと思っておりますけれども、法的拘束力もなく、回答しない例も数多くあるわけでございますが、質問者に十分配慮し

まして、回答いたしかねますとの回答ではございますけれども、公文書でその趣旨は十分伝わったものと考えております。

改めて、これまでの道の駅国見の整備につきましては、行政手続や法にのっとり、公正、適正に整備を進めてきたことを明言いたしますとともに、町民の数多くの皆様からの道の駅国見「あつかしの郷」、来年春オープン予定への大きな大きな期待がございます。また、先ほど松浦和子議員からもお話のあった富永町長、佐藤町長、そして私の3名の町長の15年越しの悲願である道の駅国見「あつかしの郷」が整備できますことは、今後の国見町の未来に向けた維持・発展には欠かすことができないものであります。来年春、予定どおりのオープンに向けて、鋭意対応してまいりますので、議会はじめ町民の皆様の方々の、まさにオール国見でのご支援、ご協力を改めてよろしくお願いを申し上げる次第でございます。

なお、公開質問者との細部の調整などにつきましては、具体的な対応を行った道の駅整備に関するプロジェクトチームの統括であります副町長より続けて答弁いたしますので、ご了承を賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 副町長。

副町長（佐藤弘利君） それでは、私からも答弁をさせていただきます。

6月28日に提出された道の駅に関する公開質問状につきましては、7月1日に回答させていただいたところであり、先ほど町長も申し上げましたように、公開質問状自体は、法で定義されているものではなく、また、回答の義務についても法の裏づけのないものであります。しかしながら、公開質問状を提出された町民の方に対して、町として真摯に対応するため、公開質問状の内容を道の駅国見プロジェクトチームなどにおいて、十分に検討したところであり、

その結果、既にさきの6月議会において、道の駅国見の整備に関する質問に答弁していることなどを踏まえ、最終的に、回答いたしかねるとの結論に達したものであります。

また、公開質問状に対する回答については、真摯に対応するため、公文書として作成するよう指示し、提出者の方に交付をさせていただいたものであります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） ただいまの答弁を聞きまして、質問を終わりたいと思います。

以上です。

議長（東海林一樹君） これで一般質問を終わります。

◇

◇

◇

◇散会の宣告

議長（東海林一樹君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。あすは午前10時より本会議を開きます。

これで本日の会議を閉じます。

なお、1時35分から委員会室において議員懇談会を開催いたします。
皆様、長時間にわたりご苦労さまでした。

(午後1時23分)

第 3 目

平成28年第4回国見町議会定例会議事日程（第3号）

平成28年9月8日（木曜日）午前10時開議

- 第 1 報告第 8号 専決処分の報告について
- 第 2 報告第 9号 専決処分の報告について
- 第 3 報告第10号 健全化判断比率の報告について
- 第 4 報告第11号 資金不足比率の報告について
- 第 5 報告第12号 町が出資している法人の経営状況について
- 第 6 議案第48号 国見町文化財センター条例
- 第 7 議案第49号 国見町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第50号 動産の取得について
- 第 9 議案第51号 平成28年度国見町一般会計補正予算（第3号）
- 第10 議案第52号 平成28年度国見町大木戸財産区特別会計補正予算（第1号）
- 第11 議案第53号 平成28年度国見町入山財産区特別会計補正予算（第1号）
- 第12 議案第54号 平成28年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第13 議案第55号 平成28年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第14 議案第56号 平成28年度国見町介護保険特別会計補正予算（第1号）

・出席議員（12名）

1番 松浦和子君	2番 村上 一 君	3番 井砂善榮君
4番 （欠番）	5番 佐藤定男君	6番 村上正勝君
7番 渡辺勝弘君	8番 松浦常雄君	9番 （欠番）
10番 阿部泰藏君	11番 浅野富男君	12番 志村良男君
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	太田久雄君	副 町 長	佐藤弘利君
教 育 長	岡崎忠昭君	総 務 課 長	菅野信朗君
企画情報課長	菊地弘美君	税 務 課 長	松浦昭一君
住民生活課長	吉田義勝君	保健福祉課長	武田正裕君
産業振興課長 兼農業委員 事務局 長	佐藤克成君	まちづくり 交流 課 長	引地 真君
建 設 課 長	阿部正一君	上下水道課長	澁谷康弘君
原発災害対策 課 長	蓬田英右君	会計管理者兼 会 計 課 長	黒木浩子君
教 育 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	引地由則君	幼児教育課長	中田利枝君
生涯学習課長	羽根洋一君	教育委員長	高橋幸子君
農業委員会会長	朽木勝之君	代表監査委員	佐藤徳正君

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	羽根田孝司君	書 記	安藤充輝君
書 記	佐藤智昭君	書 記	横山裕子君

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。暑い方は上着を脱いで臨まれても結構ですので、よろしくお願いをいたします。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

議長（東海林一樹君）

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇ ◇ ◇

◇報告第8号 専決処分の報告について

◇報告第9号 専決処分の報告について

議長（東海林一樹君） おはかりいたします。

日程第1、報告第8号「専決処分の報告について」と、日程第2、報告第9号「専決処分の報告について」の2件は関連がありますので、一括で説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第8号と報告第9号の2件については、一括で説明を求めることにいたします。

順次説明を求めます。建設課長。

建設課長（阿部正一君） それでは、報告第8号及び報告第9号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） この報告2件は議会の委任による専決処分につき、報告のみにとどめます。

◇ ◇ ◇

◇報告第10号 健全化判断比率の報告について

議長（東海林一樹君） 日程第3、報告第10号「健全化判断比率の報告について」の件を議題といたします。

本報告について説明を求めます。総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 報告第10号、健全化判断比率の報告についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） 本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により報告のみといたします。

◇ ◇ ◇

◇報告第11号 資金不足比率の報告について

議長（東海林一樹君） 日程第4、報告第11号「資金不足比率の報告について」の件を議題といたします。

本報告について説明を求めます。総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 報告第11号、資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） 本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により報告のみといたします。

◇ ◇ ◇

◇報告第12号 町が出資している法人の経営状況について

議長（東海林一樹君） 日程第5、報告第12号「町が出資している法人の経営状況について」の件を議題といたします。

本報告について説明を求めます。まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（引地 真君） 報告第12号、町が出資している法人の経営状況についてをご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） 本報告は、出資法人の経営状況につき報告のみといたします。

◇ ◇ ◇

◇議案第48号 国見町文化財センター条例

議長（東海林一樹君） 日程第6、議案第48号「国見町文化財センター条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。生涯学習課長。

生涯学習課長（羽根洋一君） 議案第48号、国見町文化財センター条例についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

7番渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） ただいま課長からの説明がありましたけれども、こちらの施設は国見町の文化財センターということになりますけれども、管理は町の施設であるということに理解してよろしいでしょうか。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（羽根洋一君） 7番渡辺議員の質問にお答えいたします。

本施設につきましては、文化財関連のものを展示する関係から、案内説明を行うことも考えております。

つきましては当面職員を配置し、町が管理する中で運用を図っていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 7番渡辺勝弘君。

7 番（渡辺勝弘君） ただいま課長から当面は町管理と。というのは、こちらの施設も旧小坂小学校も学校再利用ということで施設を変えたと思うんですけども、そうした場合に旧小坂小学校では町民から名称を公募して親しみやすい名前でやっていったということになりますけれども、こちらの旧大木戸小学校についても、同じく町民からの公募をもらって親しみやすい名前を作りながら、町民が入りやすい施設にするべきではないかと考えますけれども、その先のことについてはどのように考えているか、お尋ねします。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（羽根洋一君） お答えいたします。

本施設につきましてはご指摘のとおり、前身は大木戸小学校であり、これらにつきましては廃校利用の折いろいろとご協議をいただいて、地域の方々にも利用いただける愛着のある施設ということでの答申をいただいていたと思います。

利用につきましては地区の皆様さらには歴史関係団体の皆様と相談し、名称等につきましても現在愛称について募集しているところでございますが、地域の皆様に、より愛着の持てる名称、施設になるように利用勝手のいいような形で考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほか質疑ありませんか。

佐藤定男君。

5 番（佐藤定男君） 施設の 2 点についてお伺いします。

この文化財センターのオープンはいつになるのか。そして、文化財の見学はいつでも可能なのか。その際、料金は徴収されるのか。以上についてお聞きします。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（羽根洋一君） 5 番佐藤議員のご質問にお答えいたします。

本施設につきましては 10 月 1 日より施行開始となりますので、利用自体は 10 月 1 日よりできるような形で取り組みたいと思います。

ただし、展示物の関係につきましては若干その展示に要する時間をいただきたいと思いますと思ひまして、12 月上旬のオープンで考えております。それで作業を進めさせていただきたいと思います。

さらに、見学に際しての料金ですが、展示室の展示物につきましては皆様が自由にござんいただけるような形で、料金の設定は考えておりません。これから特設的に展示する場合においても、基本的には料金は徴収しないような形で考えております。

なお、今回使用料金を挙げておりますが、あれは個人的もしくは団体が、個人的な理由等におきまして占有する場合にかかる料金でございますので、その辺につきましては現在地区集会施設を使っているような料金体系で進めたいと考えております。

以上です。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5 番（佐藤定男君） 見学なんですけれども、土日もここは見学は可能になりますでしょうか。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（羽根洋一君） 本施設につきましては、皆様に多く利用していただきたいということでございます。基本的には土日も開設する形で現在検討を進めておりますが、本日議案を提出したということなので、これからその運用をめぐっては若干時間を頂戴したいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほかございませんか。

阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 文化財センターは、年間何日くらい開館しているのでしょうか。

あるいはまた職員は何人くらいを常時、雇用しているのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（羽根洋一君） お答えいたします。

基本的には、閉館日につきましては規則で定めるようになりますが、週に1日程度の閉館日を設けたいと考えております。

さらに、職員につきましては現在案内ができるような人、臨時職員になるんですけども、文化財の関係に精通した人を配置する考えでおりまして、さらには多くの皆さんから利用の要請があった場合は職員を動員して対応するような形で、できるだけ皆様の要望に応えられる施設にしていきたいと思っております。基本的には職員は臨時職員で対応したいと考えております。

以上です。

議長（東海林一樹君） そのほかございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第48号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第49号 国見町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第7、議案第49号「国見町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」についての件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 議案第49号、国見町個人番号の利用及び特定個人情報の提供

に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

浅野富男君。

11番(浅野富男君) この個人番号の利用につきましては、6月議会でも追加の提案がありましたけれども、今回も同じような理由から追加したいという理解でよろしいですか。

議長(東海林一樹君) 総務課長。

総務課長(菅野信朗君) 浅野議員のご質問にお答えをいたします。

お認めのとおりでございます。必要な事務ということで独自事務を追加させていただくものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長(東海林一樹君) ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

浅野富男君。

11番(浅野富男君) この個人番号制度については、これまでも国民一人一人を番号で管理し、個人の尊厳が否定されかねない制度であること、また安全上の問題についても確立されているとは言えないことから、この運用については中止すべきものと考えております。

以上のことから、本条例案については賛成できないことを伝えまして、反対の討論といたします。

議長(東海林一樹君) その他、討論ありませんか。

佐藤定男君。

5番(佐藤定男君) この条例の一部の改正ですけれども、マイナンバー制度にかかわる改正でありまして、既にこの制度はスタートしております。それにつきまして、運営上の整合性のために条例を改正すると私は理解いたしますので、賛成の立場から申し上げます。

議長(東海林一樹君) ほかに討論ございませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第49号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

議長(東海林一樹君) 起立多数です。

したがって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。



◇議案第50号 動産の取得について

議長（東海林一樹君） 日程第8、議案第50号「動産の取得について」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（吉田義勝君） 議案第50号、動産の取得についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

井砂善榮君。

3番（井砂善榮君） CD-Iという消防車はどの分団に配備されるのかお尋ねいたします。

さらには、今まで使用してきた消防車が何年使用されたものか。また、この相手方、仙台市ということですが、入札で購入決定となっておりますと理解するんですが、福島県にもポンプ自動車の製造業者はなかったのかをお尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） 住民生活課長。

住民生活課長（吉田義勝君） 3番井砂議員のご質問にお答えいたします。

まず1つ目、このポンプ自動車について、どこに配置するのかでございますけれども、このポンプ自動車については第1分団第2部、いわゆる小坂の消防屯所に配置するものとなっております。

2つ目が、古い車両についてどのぐらいかということでございますけれども、現在ある第1分団第2部にあるポンプ車につきましては、年式が平成6年10月でございます、現在22年目が経過しているものでございます。

最後の入札関係について、この事業者、契約相手方がということでございますけれども、今回のポンプ自動車の整備事業をする上で必要となる指名業者等も含めて検討協議等をした結果、業者については県外でありますけれども仙台支店で取り扱う等々も含めて、今回についてはこのような仙台市のモリタ仙台支店になったということでございます。指名競争入札については2社で指名したものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

村上正勝君。

6番（村上正勝君） 今、井砂議員と同じような面になると思うんですが、消防ポンプは取得する場合、今、年数を言われましたが、キロ数は関係なく年数によって交換すると。大体年数の基準は何年のところで交換を目安にしているのか、その点お尋ねします。

議長（東海林一樹君） 住民生活課長。

住民生活課長（吉田義勝君） 6番村上議員のご質問にお答えいたします。

消防車両の更新におけるキロ数か年数かということでございますけれども、国見町の消防団に配置する消防車両につきましては、今まで20年経過したら更新ということで、走行距離ではなくて経過年数として今まで対応してまいりました。

ただし、同じ20年経過でも複数台ということもあります。これについてはなかなか財源の部分もございますので、数年ほど前から、20年経過しても消防団の幹部会議の中で協議していただいて、どの車両から更新するかということも消防団の中で協議していただいた経過でそれぞれ更新をしているということで、今回の車両につきましては22年目になっている状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第50号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第51号 平成28年度国見町一般会計補正予算（第3号）

議長（東海林一樹君） 日程第9、議案第51号「平成28年度国見町一般会計補正予算（第3号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 議案第51号、平成28年度国見町一般会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。

なお、質疑はある方につきましては、ページ数を示した上、質疑をお願いいたします。質疑ございませんか。

渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） まず、総務課長にお尋ねします。

今の説明の中で13ページになると思います。13ページの総務費の中での13節、12目の地方創生費の中での1000万円で、これは国庫補助金として地方創生交付金事業に係る広報アドバイザー委託費となっておりますけれども、この中身についてお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） 渡辺議員のご質問にお答えをいたします。

地方創生推進費の中で計上いたしておりますアドバイザーの委託料1000万円に関するご質問であります。地方創生が具体的に進められてきました平成27年度、

さらには28年度の事業におきまして、国見町においては道の駅を核とした事業を続けてございます。その中でも特にブランディングに力を入れるということで、6次化の商品開発をしたものの、例えばラベルであるとか、「あつかしさん」に係るラベル、あるいは販促グッズのデザインであるとか、そういうもろもろの部分を含めてブランディングに力を入れてきたところでございます。

ただ、有識者会議の皆さんのご意見として、町でこれまで取り組んできた赤と黒のカタログの本、さらにはことし配付をさせていただきました国見農物語、あるいは食卓図鑑等、個々のものについては大変高い評価をいただいておりますが、全体として統一感をもって情報発信をすることが非常に大切だというご指摘もいただいたところでございます。

このため、町としましては次の段階に入るということで、今年度から作られました地方創生推進交付金は事業費の半分を国が交付をするものになってございますが、その部分で今回平成28年度において交付金が500万円、事業費として1000万円が認められたものでありますから、先ほどの部分について広報のアドバイザー、これは広報誌だけではございません。国見そのものをPRする、売り込むということになりますので、そのための部分ということで、広報の戦略あるいは地域ブランドの戦略の策定、それからロードマップ、さらには一過性でやってしまったのでは意味がございませんので、私ども今考えてございますのは、職員も含めて情報発信あるいはデザインについての研さんを積んでレベルアップをして、誰に何でどのようなテーマで、国見の何を売り込むかを今回のアドバイザーを含めて追及をしていきたいと考えてございます。そのための1000万円で計上させていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑は。

渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 今回の課長の説明で大変いいものになっていると、今後もやっていくんだということがわかりました。

この中で、確かにいろんなものが出ていろんなものをしていく上で、アドバイザーとなってくると、ある程度の人件費もここに含まれていると。そして、一過性のものではなく、来年度以降も補助金制度を利用してやっていきたいという考えを持っているのかについてお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

アドバイザーということで記載をしておりますので、誰か一人ということではありません。あくまでも事業者に対しての委託を考えてございますが、その事業者、さらにはその周りでサポートしていただく方については、やはり実績のある方をお願いをしたいと思っておりますし、先ほど申しましたように国見町のこれからの部分をということで一過性のない取り組みで選定をしたいと考えているところでございます。

さらに今後の展開の話でございますが、先ほど申しました地方創生推進交付金につ

きましては、地域再生法が改正されまして、法的根拠のある計画が認定をされれば最長5年の事業が可能になるということでございますので、現在町では地域再生法の地域再生計画について国に申請をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

村上 一君。

2番（村上 一君） 5ページの教育費の小学校費で、今度の補正に1814万9000円の補正が組んであるんですが、小学校の校庭整備とあるんですけども、総額1億834万1000円の内容をお伺いします。

議長（東海林一樹君） 教育次長。

教育次長（引地由則君） 村上議員のご質問にお答えいたします。

この工事の内容でございますが、校庭の暗渠工事とクレー舗装を行いたいと考えております。面積につきましては4,524平米、混合クレー舗装の厚さが10センチ、その下に路盤工で10センチやりまして、その下に暗渠パイプ幹線が150ミリの2本、あと枝線が80ミリで48本、その暗渠パイプの勾配であります、400分の1ということで、1メートル行って大体2.5ミリくらいの勾配と考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほかございませんか。

井砂善榮君。

3番（井砂善榮君） 18ページの農林振興課長にお尋ねするわけですが、元気な産地づくり整備事業等141万6000円とございますが、どのような事業なのかをお尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） 3番井砂議員のご質問にお答えをいたします。

18ページの農業振興費の補助金の部分でございますが、元気な産地づくり整備事業で141万6000円お願いしてございます。

こちらにつきましては共同の組織でスピードスプレーヤーの更新をしたいということで、その更新額の3分の1が国から助成をされる分の予算でございます。事業費が425万円で、その3分の1の141万6000円を計上させていただいているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほかございませんか。

1番松浦和子君。

1番（松浦和子君） お伺いいたします。

3ページの歳入の説明の中で、へき地児童援助費という言葉がありました。これについてご説明お願いいたします。

議長（東海林一樹君） 教育次長。

教育次長（引地由則君） 松浦議員のご質問にお答えいたします。

へき地児童生徒援助費等補助金でございますが、これにつきましてはスクールバスの一部の補助金になります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほかございませんか。

7番渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） ページ数は15ページになります。保健福祉課長にお尋ねします。

老人福祉費における1億8590万4400円のうちで92万7000円において、介護ロボット導入に係る補助金として国見の里に介護ロボットを入れると、そのための補助金を出すということなんですけれども、ここにある介護ロボットというのは私たちの考えでは介護する方が手を挙げて、介護する方の負担にならないようにするためのロボットなのかと思ったんですけれども、どういうロボットなのか、内容を説明いただきたいと思います。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） 渡辺議員のご質問にお答えいたします。

補助金で介護ロボット導入促進事業、この介護ロボットの内容についてというお話しでございますが、ロボットとはいっても自立して動いたり介護職員が装着するようなものではございません。今回国見の里で導入を希望しておりますのは職員が行う入所者の見守りを支援するシステムでございます、これは入所者のベッドにセンサー付のマットを敷きまして、そこから入所者の睡眠の状態や、あるいは活動の様子を、居室に行かなくてもリアルタイムに事務室のパソコン上で監視ができるシステムになってございまして、介護職員の見守り業務の負担を軽減するものでございます。

構成としましては、そのベッドに敷くセンサー付マットが7枚と、監視するパソコン1台という構成でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 18ページの2目林業振興費、その中の15節工事請負費138万4000円、この林道整備事業というのは、砂利を敷くことを目的とした事業なんです、ご存じのとおり大雨などが降ると砂利なんかすぐ一晩で流れてしまう。そうするとまた補正予算を組んで事業を行うのか伺います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） 阿部泰藏議員のご質問にお答えをいたします。

今回の補正でお願いしました林道の工事請負費138万4000円につきましては、林道小畑線の碎石を敷く分をお願いをしておりますけれども、こちらにつきましては単独の事業で、グレーダーを一旦かけましてその上に、グレーダーをかけましても雨が降りますとぬかるんだりなんかしますので、その部分に碎石などを入れましょうということをお願いをするものでございます。確かに議員ご指摘のとおり雨が

降りますと、先週の台風10号でも林道関係で砂利が流されたケースもございますけれども、一旦グレーダーをかけて碎石を敷きますと、数年は相当強い大雨が来なければ維持管理はできると考えてございます。

それと、災害の国・県の補助基準では、きちんと整備をしていないと、災害があっても国・県から助成が得られないということもございますので、必要最低限車両等の通行に支障のないように維持管理をしたいという部分でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 19ページの8款土木費で、3目の橋梁維持費における199万8000円の工事請負費の中身について、建設課長にお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） 橋梁維持補修工事でございますけれども、これにつきましては塚野目字沢地内の町道3089号線にかかる人道橋がございます。保原土木事務所が河川パトロールをしておりますけれども、町道側ですね、その際に発見されました河床の根固めが流出して下がっていて、その橋脚が不安定になっている状況がありました。これにつきましては福島県の市町村支援機構による橋梁の点検も行った結果、早急に対処が必要ということで、その根固めについて応急措置を行うということで計上させていただきました。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 今、工事の中身につきましてわかりました。

やはり予算内の中で橋梁費を使って直さなくちゃいけないというのはいっぱいあるとは思いますが、今回この工事をやる上で、1カ所ではなく何カ所も要望されていると思うんですが、その中でこの工事を選んだ根拠は何があるのかお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） 橋梁についてはこの1カ所のみでございます。県の河川パトロールで、県が管理する上で危険がありますよという指摘もいただきましたし、すぐに現場を確認して両脇に穴があいていますので当然危険だろうということで、市町村支援機構で見いただいた結果、早急な対処が必要だという第三者の指摘もあり、この部分については記載をさせていただきました。

あと、現在ストック事業で各橋梁の点検も進んでいます。ほぼ大方の橋梁については問題ないんですが、その中で危険な橋梁が出てくれば当然それは優先順位が上がることになりますから、その部分については結果を見た上で判断をしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほか質疑ありませんか。

浅野富男君。

11番（浅野富男君） 学校教育課長だと思うんですけども、10ページになります。県支出金の中で教育費県委託金の中で143万2000円ほどの補正で上がっているんですけども、社会的課題に対応するための学校給食の活用事業と説明がついております。これは新たな事業として取り組むことなんでしょうか。

議長（東海林一樹君） 教育次長。

教育次長（引地由則君） 浅野議員のご質問にお答えいたします。

社会的課題に対応するための学校給食の活用事業ということで、これから新規に取り組むものでございまして、社会的課題と申しますのは食品ロス、また地産地消と考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほかございませんか。

志村良男君。

12番（志村良男君） 19ページなんですけど、まちづくり交流推進費、18節の備品購入費6000万円ですが、その他の機器とはどういった機器なのか、明細を教えてくださいなと思います。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（引地 真君） 志村議員のご質問にお答えいたします。

18節の備品購入費の部分でございしますが、これは道の駅に備えるべき備品でございます。例えば、直売所でいえば物を並べる売台であったり、レストラン・カフェであればテーブル、椅子であったり、あとは研修室であれば会議用のテーブル、椅子、あとは宿泊の場合であればベッド等の備品購入として今回6000万円を計上させていただいたものでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

八島博正君。

13番（八島博正君） ページ数は26ページ、総務課長にお願いします。

現在の職員数が出ております。107.75だから108人ということかな。そして、その下に職員手当の内訳が出ております。その中で、超勤手当7793万1000円となっております。今回の補正で5486万9000円増えたという表がございまして。

今定例会でも、経費削減の問題が一般質問で質問されております。役場の事務的経費の中で一番大きいのは人件費でございます。その人件費の中で、努力すれば何とかできる人件費はこの超過勤務手当でございます。そのほかは条例や、あるいは規則や、労働組合との関係でこれは大体決まった額でございます。

今回の補正額で見ますと、期末手当の12月ボーナス9620万円に次いで多いのが、超過勤務手当でございます。超過勤務手当を支給する職員の数、恐らく管理職はもらっておられないので、何人ぐらいになりますか、総務課長にお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 八島議員のご質問にお答えをいたします。

超過勤務手当をもらう対象となる職員でございますが、ただいま見ていただいた表に一般会計で支出している職員が約107.75、約108名でございますが、ここから管理職員を除きまして、約10人が引けますので、98人ぐらいが超過勤務手当の対象支給職員になります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） そこで、この問題は今から6年前だと思います。監査の指摘事項で、残業手当が多いという問題が提起されました。そこでいろいろ議論をしてきたわけでございますけれども、職員のこの健康管理、あるいは事務能力等々、いろんな難しい問題があることはわかります。だけれども、この超過勤務手当7000万円という金はとんでもない金でございます。1割少なくしても700万円ぐらいの金になります。

しかも、去年の決算書を見ますと、最終日に議論しますけれども、去年は県議会議員選挙がありました。それでも残業代が155万3000円。6月には議員の選挙がありまして、その残業手当も180万5000円。この2つは、ことしございません。ことしは7月に参議院議員選挙があったんですけれども、それはもう終わっております。

そういったことを考えると、去年の残業手当の総額が6940万9000円という決算額になっておる。それから比べても約7800万円というのは大幅な残業手当の増になってくるんですけれども、その要因は何でしょうか。総務課長にお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 八島議員のご質問にお答えを申し上げます。

残業手当が多くなっている要因は何かということでございます。現在、震災あるいは原発災害からの復旧、復興、あるいは再生と、さらには元気活力事業で町の活性化につながる事業にも精いっぱい取り組んでいるところでございます。

特に、除染対策事業では各戸の除染は終了しましたけれども、まだ道路除染等が残っており、さらに現在道の駅整備に向けて職員が精いっぱい取り組んでいると。また、地方創生総合推進事業など、重点的に進めているところでございます。

そうした中で限られた人員で対応するというのもございまして、どうしても職員個々に係る時間外勤務が増えているところはご理解いただければと考えているところでございます。

なお、超勤の職員につきましてはご指摘のとおり検討しているところでございますが、なるべく今後こういった復興再生、あるいは道の駅関連の事業がある程度めどがつけば、職員の時間外勤務も減るのではないかと見ているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） 続けて、総務課長にお尋ねします。

恐らく、私の記憶では6年前だと思うんですけども、その議論の中で、役場の中でもこの問題を取り上げて、そしてやりましょうというわけで、1週間のうち1日、ノー残業デーを作るということでやった経緯がございます。現在もやっているのかどうか。やっているとしたらその効果があるのかどうか。私も、実はきのう、おととい、本当にご苦労さまと思いました。私の田畑のすぐそばで熊が出たと。役場の職員が8時過ぎに来て、花火を上げておりました。

いろんな面で残業が増えてくるのはわかるんですけども、恐らく税務課の残業代などはものすごく減っておるんです。というのは、業務内容の改善で、いろんな形で税務課の残業が減ってきた。評価する点は多いんですけども、今課長が答弁したように業務の多様化があると思うんです。だからしょうがないというんじゃないくて、やっぱり私もトップでやった場合に残業はとにかく悪だよ、いいものじゃないんだよと、なくすためにみんなで頑張りましょうと半減させた経緯がございます。職員の能力の問題もあって、難しい問題はわかります。例えば1つの仕事をやっても、時間内にできる人と時間外までかかる人があることも事実です。そういう面で総合的に職員同士で、どうしたらこの残業を少なくしてやれるかを再検討する必要があるんじゃないかと思えますけれども、そのノー残業デーを中心として、庁舎内の取り組み等々について、総務課長にまずお尋ねをします。もし総務課長でなかったら、副町長でも結構でございますから、答弁願います。

議長（東海林一樹君） 副町長。

副町長（佐藤弘利君） それでは答弁をさせていただきます。

震災から5年5カ月を経過したところでありますが、ご存じのように復旧、復興も少しずつ光が見えてきた状況でございます。庁舎もおかげさまで完成をいたしましたし、住宅除染も完了いたしました。

しかし、まだまだご存じのように復旧、復興の途上であります。さらに国見町の魅力、活力を引き出すために、現在道の駅を整備しておる。ハード部門、そしてソフト部門でも、いろいろな産品開発等を進めていまして、非常に職員の労働密度が高くなっている状況でございます。

逆に言うと今が踏ん張りどころでありまして、かといってこの復旧、復興に対応する施策も取り組みも、あと二、三年で終息してくるのかなという状況の中で職員をふやすこともできかねまして、どうしても職員の超過勤務に頼っていかざるを得ない状況でございます。

そういった中で、今ご指摘いただいているように非常に超過勤務が多くなってございますけれども、当然年ごとに業務量に合わせまして機構改革等もやっている状況でございます。さらには、その機構改革を行ったことによってどんな状況になっているのかということで、私と総務課長で全課の課長に状況等の聞き取りをいたしまして、チェックも進めているところであります。

また、メンタルヘルスの部分につきましては太田町長も毎日庁舎の中を歩きまして、

職員に声をかけたり激励をしている状況でありますし、私も起案書につきましてはもう棚に上げるということはしません。全部それぞれの課に持って行って同時に職員の顔色を見たり、課の状況を見てきているところでもあります。同時に、総務課を中心にいたしましてメンタルチェック、あるいはストレスチェック、ヘルスセミナー、訪問カウンセリングといった方策もしているところでもあります。

そういった中で、質問のありました水曜日のノー残業デーにつきましても継続実施はしている状況でございます。そして、毎夕、放送等できょうはノー残業デーですと周知はさせていただいておりますけれども、先ほど申し上げたような状況でございます。なかなか一斉に休むことは難しいのかなということもございます。私も意識的に文化センター、離れておりますので、ノー残業デーを中心に文化センターに行きまして、状況を見たりなどはやっているわけでもあります。

ただこの超過勤務は、ご指摘をいただいているように、本当に多い状況であります。やはり何とかしなくてはならないという意識は私の中でも持っているわけでありまして、総務課長ともども、いろんな方策を探っているところでもあります。

今後とも超過勤務の縮減に向けて、鋭意検討してまいりたいと思っておりますが、そういう状況なもので、どうぞご理解をお願いしたいと思います。

以上であります。

議長（東海林一樹君） そのほかございませんか。

松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 11ページの19款諸収入の2目農地中間管理事業とはどういうことなのか、説明をお願いします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） 松浦議員のご質問にお答えをいたします。

11ページ、19款諸収入の中で、農林水産業受託事業収入ということで農地の出し手と受け手を調整する農地中間管理事業の部分でございますが、こちらにつきましては遊休農地等の措置に関する業務で、農地中間管理機構からの事務費ということで入ってきます。その事業が農地中間管理事業の取り組みとして新しく設けられましたので、その分の事務費として3万円が歳入されるということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 19ページの道路橋梁費、2目の町道工事請負費、町道修繕工事とありますが、これはどのあたりを考えているのか伺います。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） これにつきましては、予算が底を尽きかけておりますので、どこというわけではなくて、緊急に対応できるように予算を確保したとご理解を賜りたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。
（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。
これから議案第51号の採決を行います。この採決は起立によって行います。
本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。
（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。
したがって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 11時20分まで休議いたします。
（午前11時08分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。
（午前11時20分）

◇ ◇ ◇

◇議案第52号 平成28年度国見町大木戸財産区特別会計補正予算（第1号）

議長（東海林一樹君） 日程第10、議案第52号「平成28年度国見町大木戸財産区特別会計補正予算（第1号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） 議案第52号、平成28年度国見町大木戸財産区特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。
これから議案第52号の採決を行います。この採決は起立によって行います。
本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。
（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第53号 平成28年度国見町入山財産区特別会計補正予算（第1号）
議長（東海林一樹君） 日程第11、議案第53号「平成28年度国見町入山財産区特別会計補正予算（第1号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） それでは、議案第53号、平成28年度国見町入山財産区特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第53号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第54号 平成28年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議長（東海林一樹君） 日程第12、議案第54号「平成28年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（澁谷康弘君） 議案第54号、平成28年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明をさせていただきます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第54号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第55号 平成28年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議長（東海林一樹君） 日程第13、議案第55号「平成28年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） 議案第55号、平成28年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第55号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第56号 平成28年度国見町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議長（東海林一樹君） 日程第14、議案第56号「平成28年度国見町介護保険特別会計補正予算（第1号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） 議案第56号、平成28年度国見町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第56号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇散会の宣告

議長(東海林一樹君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、午後1時から議案調査会、現地調査を行いますので、地下駐車場にご参集願います。関係課長はよろしく願いいたします。

これで本日の会議を閉じます。

ご苦労さまでした。

(午前11時37分)

第 4 日

平成28年第4回国見町議会定例会議事日程（第4号）

平成28年9月14日（水曜日）午前10時開議

- 第 1 認定第 1号 平成27年度国見町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 認定第 2号 平成27年度国見町大木戸財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 3 認定第 3号 平成27年度国見町入山財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 4 認定第 4号 平成27年度国見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 認定第 5号 平成27年度国見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 認定第 6号 平成27年度国見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 認定第 7号 平成27年度国見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 認定第 8号 平成27年度国見町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 認定第 9号 平成27年度国見町湧水対策施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 第10 認定第10号 平成27年度国見町水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 第11 議案第57号 平成27年度国見町水道事業未処分利益剰余金の処分について

（追加日程）

- 第12 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第13 議員の派遣について
- 第14 常任委員会の所管事務調査について

・出席議員（12名）

1番 松浦和子君	2番 村上 一君	3番 井砂善榮君
4番 （欠番）	5番 佐藤定男君	6番 村上正勝君
7番 渡辺勝弘君	8番 松浦常雄君	9番 （欠番）
10番 阿部泰藏君	11番 浅野富男君	12番 志村良男君
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	太田久雄君	副 町 長	佐藤弘利君
教 育 長	岡崎忠昭君	総 務 課 長	菅野信朗君
企画情報課長	菊地弘美君	税 務 課 長	松浦昭一君
住民生活課長	吉田義勝君	保健福祉課長	武田正裕君
産業振興課長 兼農業委員 事務局 長	佐藤克成君	まちづくり 交流 課 長	引地 真君
建 設 課 長	阿部正一君	上下水道課長	澁谷康弘君
原発災害対策 課 長	蓬田英右君	会計管理者兼 会 計 課 長	黒木浩子君
教育次長兼 学校教育課長	引地由則君	幼児教育課長	中田利枝君
生涯学習課長	羽根洋一君	教育委員長	高橋幸子君
農業委員会会長	朽木勝之君	代表監査委員	佐藤徳正君

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	羽根田孝司君	書 記	安藤充輝君
書 記	佐藤智昭君	書 記	横山裕子君

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

議長（東海林一樹君） 本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇ ◇ ◇

◇認定第1号 平成27年度国見町一般会計歳入歳出決算認定について

議長（東海林一樹君） 日程第1、認定第1号「平成27年度国見町一般会計歳入歳出決算認定について」の件を議題といたします。

本認定については、町長提案理由の説明に際し、平成27年度主要施策の成果として資料が配付されておりますので、質疑に先立ちましての説明は省略いたします。

おはかりいたします。

本認定に限り、歳入と歳出を区分し、歳入については全般に、歳出については款の順序に従って一問一答方式により質疑を行い、最後に全般的な質疑にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

なお、質疑にあたっては、議席番号、質疑事項のページ数及び答弁者を告げて、1件ずつ質問されますようお願いいたします。

それでは、はじめに、歳入について質疑を行います。

歳入については、第1款の町税から第20款町債までであります。質疑ありませんか。

10番阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 税務課長に伺います。

本町の収入未済額は町税のほか住宅使用料、あるいは国保税など、全般にわたっておりますが、これは全体的な取り組みが必要だと思うんですが、対策がなされているのか、状況について伺います。

議長（東海林一樹君） 税務課長。

税務課長（松浦昭一君） 10番阿部議員のご質問にお答えいたします。

収入未済金に対しまして、全庁的な取り組みが必要ではないかというお質しですが、町では町債権管理本部会議を設置しております。これは副町長をトップとして関係課長から成る組織でございます。あと、その下部組織に債権管理委員会、これは担当の係長から成る検討委員会がございます。さらにその下には、事務レベルから成ります部会を設置しております。

それでこの収入、例えば住宅使用料、国保税、関係する課で情報を共有しまして、どのように債権回収にあたっていくかを、本部会議につきましては年2回ほど開催し

ております。委員会、そして部会につきましては、その事案があった時点でそれぞれ担当部署と連携をして取り組んでいるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 10番阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） それで効果のほどはどのように考えておりますか。

議長（東海林一樹君） 税務課長。

税務課長（松浦昭一君） 効果としましては、やはりそれぞれ各課連携することによりまして、やはりどうしても滞納している方は生活が厳しい、苦しい状況であります。それで、各課の大口の滞納額をしている部分については、その窓口を1つに決めまして、滞納者との相談を通じまして各課に分納誓約などを出していただきまして、各課の滞納額を減らす工夫をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） 質問がないようでありますので、歳入については質疑を終わります。

続いて、歳出について質疑を行います。

はじめに、1款議会費について、質疑ありませんか。

28ページです。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） なければ、次に2款総務費について、質疑ありませんか。28から46ページです。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） なければ、次に3款民生費について、質疑ありませんか。46ページから56ページです。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に移ります。

次に、4款衛生費について、質疑ありませんか。56ページから61ページです。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に移ります。5款労働費について、質疑ありませんか。61ページです。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に6款農林水産費について、質疑ありませんか。61ページから68ページです。ございませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に移ります。7款商工費について、質疑ありませんか。68ページから71ページです。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に8款土木費について、質疑ありませんか。71ページから77ページです。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に移ります。9款消防費について、78ページから83ページです。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に移ります。10款教育費について、質疑ありませんか。83ページから103ページです。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に移ります。11款災害復旧費から14款予備費について、103ページから105ページです。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、歳入歳出の全体的な質疑に入りたいと思います。質疑ありませんか。

11番浅野富男君。

11番（浅野富男君） 74ページになります。建設課長にお尋ねします。

8款土木費の中で2項道路橋梁費、5目の交流の場建設の推進費で、国見町道の駅建設工事前渡金が5億7326万円で決済がされております。

この件についてお尋ねしたいと思います。

この道の駅建設工事については、平成27年10月の造成工事が完了いたしましたあとに、11月26日に条件付一般競争入札が行われました。これについては、12億500万円で晃建設が落札をしております。そして、12月11日には12月定例議会でこの入札に関する議決が行われております。その後に12月18日に建築確認申請が提出になっております。

明けまして翌28年になりまして、この確認申請についての通知が1月13日に届いて、1月13日は臨時議会が開かれたこともありまして、追加の第2回段階、第3回工事についての議決が行われております。

そして1月15日、安全祈願祭が午前10時から現地で開かれました。その後、工事管理契約の締結、そして設計変更の協議、工事管理業者との設計変更に係る契約の締結、開発許可変更に係る契約、国・県事業との調整により工事開始時期を連休後にすることを確認等々、いろいろ進められております。

3月28日になりまして、この確認申請が出されたことに対する工事取りやめの届けが出されました。そして4月7日に、変更に係る建築確認の申請、これが福島県の建築住宅センターに申請をされております。並びに適合判定申請、そして開発許可の変更等々が協議されております。

5月25日になりまして、この建築確認住宅センターによる建築確認の通知がおりまして、それが6月1日に建設事務所に届いたという流れで、今、道の駅建設工事が進められていると思います。

このような流れの中にありまして、この入札に関して、このときは建築確認申請が議決の後に行われております。通常は入札を行う場合、このような順序がいつものとおり順序なのでしょうか。それとも、今回はたまたまこういう順序になったのでしょうか。

建築確認申請がおりていない中での仕様書で、業者はどのような計算をしてこの入札に参加するのでしょうか、質問いたします。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） 浅野議員のご質問にお答えいたします。

設計の算出でございますけれども、確認申請があるなしとは、あくまでも別でございます。町といたしましては、設計書をもとに積算をいただくということになります。

確認申請につきましてはあるなしにかかわらず、発注は昨今デザインビルドという方法もございまして、設計、工事を含めた発注方法もございますので、この辺については問題ないと認識をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） そうしますと、この件について町民が疑問に思うことはいろいろ出てまいりました。これは副町長にお答えいただければと思っております。

道の駅建設には長い道のりがありました。そして、町長が3代にわたって計画が進められてきたものであります。町民の期待も大きなものがあると思っております。

そして、今回ようやく実現するにあたりまして、人目を引くようなすばらしい建物ができることに期待を寄せていることが多くあると思います。

それが、今ここに来て町民の不信を買うような事態が起きることになったと思っております。

まず、先ほども言いましたけれども、入札の件ですけれども、建設業者は建築管区に申請が出される前の図面においてでも、確認審査機関からの指摘事項等については業者は計算ができて、そういうことも含めて入札するということであります。したがって、入札金額については今回落札した金額よりはるかに高い金額で入札に臨むことになったということでもあります。また、予測することが難しいと考えた業者は、入札の参加を辞退しております。

一方、町では、この財源が既に繰越明許費になりまして建設計画が大幅におくれている状況ではなかったかと思えます。建設の金額が大きくなることから、入札不調についても考慮しなければならない事態となった。また、繰越明許費となった財源は、変更することが難しいために、計画された範囲にどうしてもおさめる必要がある。加えて、補助金との関係では、年内に工事契約を済ませる必要があった。設計の変更が必要なのに、その時期を確保できないままに入札を行った。

このような中で出てきた結果は99.6%という高い落札率となりました。この件について多くの人はずいぶん変ではないか、不思議に思っているのが常ではないでしょうか。

この後、安全祈願祭、そしてその後の設計変更協議の中で行われました建物は、図面上の不備だけではなく、入札時と比べて意匠が大幅に変更されたものとなっております。変更があるにもかかわらず入札金額が変わらない。これもまた町民の不信を招いているものではないか。しかも議会にも報告することなく、設計変更が進められていました。これまでも変更がある事業については、請負金額についても増減あるいは減額という措置が行われた上で進められてきました。議会に報告すれば今回のような問題に発展するようになることが予測されたのではないかと思いたくなる場所があります。

そもそもなぜこの入札後にこのような問題が起こることになったのでしょうか。そして、議会にも報告しなかったということは、一体どういった理由からだったのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） 浅野議員のご質問にお答えを申し上げます。

これまでもこの道の駅の整備に関しましては、いろいろと私なり、建設課長から答弁をさせていただいております。6月議会にも、今、浅野議員がお質しの細部のご答弁などを申し上げておるということで、まさにこの議会の場において、町としての基本的な考え方は既に表明をさせていただいている状況でございます。

全てのこれまでの手続につきまして効率、あるいは行政手続的に公正、適正に進めてきておると、強く強く私自身認識いたしております。

したがいまして、今後ともこの道の駅の整備に関しましては、町民はもちろんでございますけれども、議会の皆様方と十分連携を図りながら、なるべく早く、そしてすばらしい道の駅になるように、鋭意今後とも進めてまいりたいと考えております。

どうぞご理解をいただきながら町民の皆さん、そして議会ともども、来年春オープンを目指して私たちも進めてまいりたいと考えております。

一層のご支援を改めてお願い申し上げます、答弁とさせていただきたいと思えます。よろしくお願い申し上げます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） ただいまの答弁に引き続きまして、再度町長に、それでは伺いたいと思えます。

この地方自治という中にありまして、この地方については地方の実情に即した行政を行うことが認められているのが地方自治であり、義務的に余り拘束されるような決まりはないものと思っております。住民自治が大いに尊重されたもので成り立っているのが本筋と考えております。

先日、町民から公開質問状に対する回答についての質問では、公開質問状は法的に拘束力のないものであるから回答はしなくても何ら回答拒否にはあたらないという答弁がありました。なるほどそうかとも思われます。しかし、何の縛りもないものなら何をやってもいいということではなく、そこにはいわゆる団体自治としての、生活していくためのルールがあつてしかるべきものと思っております。

議会についても、型通りのことだけを議会にかけさえすれば、あとは法律に触れなければ差し支えないということで行政を進められては、議会との信頼関係もなくなってしまうと思っております。議会を軽視しているのではないかと思います。

今回の問題の発端はそういう考え方がもとになっているのではないかと考えるところであります。法律に縛られるのではなく、真に地方自治を発展させようとするのであれば、何をする気かを考える必要があるのではないかと思います。

今回の公開質問状についても、議会で議員が質問することと町民が疑問に思うこととは、同じものとは限らないと思います。たとえ同じものだとしても、再度答えることには何の支障も来さないのではないかと。そして、町民にしても一定の手続を踏んでの質問は、何ら制約を受けるものではないのではないかと思います。

道の駅はこのままでき上がることになろうと思っておりますが、大きな禍根を残すことになるのは否めないのではないのかと考えられます。

このことについて、町長はどのようなお考えでしょうか。お尋ねします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） 浅野議員のご質問にお答えを申し上げます。

これまで私、4年前になりますけれども、1期目に就任をさせていただきまして、その基本的な目標は町民の目線、町民主役の町政を十分意識しながら当然やってきたところでございます。それは恐らく、町民のほとんどの皆様方が、私の行動を見て思っていただけのかなと、まず思っております。

法律とか行政手続はもう一番根幹的なベースですから、しっかりとまずやらなくてはならない。そこはやはり住民自治の全く基本だろうと私は思っていて、そこは絶対、職員ともども絶対犯してはならないということで、ベースはしっかり担保しておく。そのことが、これまでそういった意識で強くやってまいりました。

さらに、当然プラスアルファとしまして私の基本方針が町民の目線、町民ともどもみんなでやりましょうよという思いですね。この思いは当然込めてやってきたつもりでございまして、恐らくは浅野議員も一部そのように十分お認めいただいております。私自身思っておりますし、あとは町民の皆様方からもそういった温かい声を強く、数多く寄せていただいておりますので、基本的にはそういうスタンスの中で今後ともやってまいりたいと思っております。

ただ、今ご指摘のような点がもしあった場合は、これは真摯に反省しながら、まさに町民全員という形になるように、恐らく今そういうことになっていないという浅野議員のご指摘だろうと思っておりますので、全員にそういった目線になるように、今後私自身もまだまだ能力不足の面もありますので、そういったことでしっかりと対応してまいりたいと考えております。

公開質問状については、この前ご答弁申し上げましたように、この町民代表の最高の府である議会において、既に答弁をいたし、町の基本的な考え方を表明させていただいたということで、ああいった回答になったとご了承を賜りたいと考えておるところでございます。

いずれにいたしましても、当然に町民の目線、町民主役の町政、これが私の目指すところでございます。今後とも鋭意そういった思いでしっかりと対応してまいりたいと思っておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 歳入の11ページ、1項使用料、2目土木使用料、その中の住宅使用料なんですが、収入未納額が1021万3600円でございます。これを伺ったところ、200万円を超えるのが1件、100万円を超えるのが2件ございます。

町の住宅使用料は、この手元の条例で定まっています。その条例を見てみますと、家賃滞納者を出さない、次に初期の滞納額を増やさないことが骨子でございます。それなのに、なぜこの今回の200万円にも達するようなものは条例に反するもので、なぜ条例どおりに進まないのか伺います。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） 阿部議員のご質問にお答えいたします。

住宅管理条例の第41条の件かと思えますけれども、この中に書いてある家賃を3月以上滞納したときにつきましては、町営住宅の明け渡しを請求することはできるという規定になってございます。できる規定ですので、義務規定ではないということでございます。町といたしましては、その入居者のそれぞれの家族の状況、また子どもさんがいれば教育費にもかかるとか、そういった状況を踏まえて随時ご相談をさせていただいてきておりました。

その中で、先ほど200万円1件、100万円2件という滞納者の話がありましたけれども、その200万円1件につきましては今回、先日の報告議案で上げさせていただきましたが、調停に上げています。あと100万円を超える分についても今後それを検討していきたいと考えておりますけれども、そういった各家庭の状況が悪質なのか、それとも生活困窮をしている状況なのかも踏まえながら、一時的にクリア可能なものであれば分納による対応をするということで、その辺につきましては先ほど税務課長からもお話ありましたが、債権管理本部を中心に、さらには担当レベルで各課との調整、ご存じのとおり使用料を滞納している方は、当然ながら税の滞納もございまして。税については公債権になりますし、こちらで持っているのは私債権ということで、優先権は当然公債権になりますけれども、うまく調整をしながら公債権、さらには住宅使用料、ほかには水道等ありますけれども、調整しながらやっていかなければならないなど。一概に突き放すのではなく、公営住宅法の本旨に基づき住民の福祉も含め調整をしながら、それでもどうしてもどうしてもならない部分については調停、明け渡しの訴訟に進むということで、ご理解を賜りたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 貧困状態とか、そういう福祉面を勘案するとやむを得ないと言っていますが、この3カ月で退去請求を、明け渡し請求をできるというのが、100カ月も都合延々と続いているということは、その人のためにならないし、公平公正を考えてもこれは容認できない部分だと思うんですが、条例も定まっていることでありますし、その条例に沿って進めていただきたいと思います。答弁は要りません。

議長（東海林一樹君） 答弁はよろしいですか。

（「はい」の声あり）

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

村上正勝君。

6番（村上正勝君） 鳥獣被害対策、63ページです。イノシシ1頭6,000円、熊1頭6,000円となっておりますが、一番は熊が人命にかかわる問題で、桑折町で職員が大けがをされたと。国見町でも出たけれども、その熊の行方と言ったら変なんですけど、どういう対策で熊が出てこなくするのか。見回りをどうしているのか。

先日も小坂の農協前に出たというんですが、おりにかかるのを待っていたのでは、かかればいいけれども、かかる前に出てきたということはそういう対策、あと猟銃を持って穴の見回りをするのか。予算的なことから人材のこともありますが、そして常に定期的に見回りをして情報を得て、万が一にも熊の被害がないように、対策をどうしていますか。その点、産業振興課長に質問します。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） 村上議員の質問にお答えをいたします。

鳥獣被害対策、主として熊の関係でございますが、ご承知のとおり最近、今月に入りましても、住家付近において熊の目撃情報等がございました。

それで、まず鳥獣被害対策につきましては、その野生鳥獣、通常は住宅地には出てこないものでございますので、きちんとしたすみ分けをしていく。山手のほうに鳥獣を、保護鳥獣もございますので、そこで生活できるような環境を整えていくと。緩衝帯の設置とか、住宅地と森林の野生鳥獣の生息区域をすみ分けていくのがまず第一だと考えてございます。

そのためには、耕作放棄地を解消して見晴らしをよくするという部分がやはり第一的に大切なのかなと考えています。それともう一点は、餌などがなくて、その住家の付近にも出没してくるようになってございますけれども、そういうものを放置しない。それとあと、狩猟による捕獲圧を高めていくことも必要でございます。

それで鳥獣、特に熊は保護鳥獣でございますので、むやみやたらに県知事の許可がなくして捕獲はできないことになってございます。きちんとしたすみ分けと追い払いが一番重要なのかなということでございます。

それとあと、人が頻繁に往来するようなところとか、山林の麓でも、人が生活のにおいを出していれば、野生鳥獣は近づいてこない部分もございますので、見回り対策も含めて、対応していければと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上正勝君。

6 番（村上正勝君） 今のようにしていれば熊が出てこないということではありますが、実際桑折町では被害があったと。あの熊はどこに行ったのだから、それも対策の中で調べる必要があるのかなと思うんです。もう一点は、国見にも出た熊がその後は姿を見せないというか、出てこなくなっているのか。そういう点も、対策の中でいろいろな方法をして出てこないのか。桑折町では職員が行って被害があったものですから、被害に遭わない対策をよろしくお願ひしたいと思います。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

1 番松浦和子君。

1 番（松浦和子君） 税務課長にお伺ひいたします。

8 ページの 1 項町民税、1 目の個人町民税、1 節の現年課税分の収入未済額が 2 0 4 万 9 3 2 8 円、2 節の滞納繰越分の収入未済額が 3 3 1 万 5 5 0 5 円となっております。合計が 5 3 6 万 4 8 3 3 円です。大変大きな未済額となっております。

高齢者の 4 人に 1 人が貧困と言われる時代になりまして、高齢者の貧困化が全国的に急速に進行していると言われております。高齢者の年収 1 6 0 万円未満の人を貧困者としておりますが、公的年金が減少し続けていることが原因と言われております。

町においては、6 5 歳以上の高齢者世帯の滞納の割合は全世帯のどのくらいになるのか、お伺ひいたします。

議長（東海林一樹君） 税務課長。

税務課長（松浦昭一君） 松浦和子議員のご質問にお答えします。

高齢者の滞納の、全体に対する割合なんですけれども、手元にその資料を持ち合わせておりませんので、後で答弁いたしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） よろしいですか。ほかにございませんか。

1 3 番八島博正君。

1 3 番（八島博正君） 平成 2 7 年度の一般会計における主要な施策の結果についてお尋ねします。

ページ数でいうと 4 2 ページの国見町の財政指数について、総務課長に質問いたします。

この概要の 1 5 ページから 1 6 ページにかけて、町税について出ております。町税はことし、全体で 2 1 4 6 万 6 0 0 0 円プラスになっております。

その原因を議案調査会で税務課長に聞いたところ、固定資産税は少し減ったと。それで、たばこ税は横ばい。そのほかの町民税の個人、法人、軽自動車税が増えていると。この、増えている原因は何ですかということで、課長の答弁では国見町の除染対策で、町長が進めた町内の業者を集めて、そして組合を作って、そこに一括発注をして除染の作業を進めた。その結果、国見町で働く場所がまず増えた。よって、個人の町民税も増えたし、法人税の町民税も増えたという、大きな原因はそこにありますという説明であった。

と同時に、この概要の中で軽自動車税が増えた原因を聞いたところ、ここに書いてあるとおり、レンタリース企業の進出によって登録台数が増えたからですと。これも、太田町政によってしばらくぶり新しい企業が国見町に来て、それによって増えたことは大きな実績でございます。

ところで、財政指数に移りますけれども、そういった中であって、ページ数は43ページでございます。国見町の予算規模は100億円を超える予算規模になっているのはご承知のとおり除染の問題でございますけれども、国見町の財政力指数はどれほどかということになりますと、15年前まではいわゆる3割自治と言われるところに届かない。よって15年前までは何とかして3割自治以上の自主財源、事務的経費を担う、実際には欲しいということで、鋭意努力していきまして、単年度、あるいはまた3カ年平均でも4年前までは何とか3割以上の成績を残してきております。

にもかかわらず、震災があったためか、それ以降はまた15年前に戻って0.3を切る財政指数になった。これはやっぱり平成27年度みたいに収入は増えているんだけど、それ以上に必要経費が増えていると。特に、必要経費の中でも、人件費等々が増えているためだと思いますけれども、この原因について総務課長にお尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 13番八島議員のご質問にお答えをいたします。

財政力指数が0.3を切って下がっていると、その原因は何だということでございます。

まず、財政力指数についてでございますけれども、ただいまお質しのその27年度の一般会計における主要な施策の成果にも記載したとおり、地方交付税法の規定により算出しました基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の3カ年の平均値になってございます。地方公共団体の財政力の強弱を示す値として用いられているところでございます。この数値が1.0に近づくほど留保財源が多いと、さらに1.0を超えると地方交付税が交付されなくなるものでございます。

そのお質しの要因でございますが、まず基準財政収入額につきまして、財政の需要の伸びに対して税収が追いつかないということが言えるかと思えます。町民税が増えていることもございますけれども、全体の需要額に対しての収入額が少ないというところ。さらに、東日本大震災に伴いまして平成24年度から固定資産税に係ります軽減措置を実施している部分で、本来より1億円近く減っているのが現状でございます。そんなところが、収入額での要因になるのかなと思っております。

また、基準財政需要額、分母のところでございますけれども、庁舎の建設も含めて公債費の残高が増加しているというのがまず1つ。さらに、地方創生など財政需要が、先ほど議員ご指摘のとおり、財政需要が震災前より増加してきているというところが大きな要因だということでございます。

したがいまして、その分子に対するその分母の要因が大きくなっているということで、指数とすれば0.3を切っている状況が続いているという状況かと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） 課長の説明で十分理解しましたので、多分そうだろうとは思っていました。やっぱり需要が収入より大きくなっていると。

ただ、ご承知のとおり新聞紙上でこの地方交付税、あるいは特別交付税も含めてなんですけれども、直近の町村では桑折町よりも国見町のほうが多いです。というのは、桑折町の財政指数が高いから交付税では少なくなっている。働く場所のところで、仕事をしてもらったのを町の法人の事業税として納める額が大きければ、それだけ町の財政が増えるわけです。そしてまた、働く場所があって生活の場所も国見町にあれば、国見町に町民税とか何か入れば、それだけ町の収入になります。

だから、国見町の人がほかに行ってもうんと働いてもらうというのが必要で、そのためには働いて、国見町にいないとだめなので国見町で居住してもらう。そのためには、住宅生活も必要だということで、町政の中でのこの総合的な施策の結果がこういう財政指数に出ていて、各町の規模を比べるとときに一番使われる指数でございます。

そこで、町長にお尋ねします。

補助金なり何なりをもらっているいろいろなイベントをして、国見町の事業が大きく伸びておりますし、そしてまた町民の期待にも応えるというのはすばらしいことだと思う。同時に、それに伴って国見町の人口が減らないように、国見町で生活して、ほかで働いてもいいですから、生活しやすい環境を作って、そして国見町に税金を納めてもらう。

もう一つは、レンタルリース会社みたいに、やっぱり働く場所も必要だと。とすれば、今、除染の問題とかでやっていますが、これは一時的な問題で、将来を志向すればやはりそういった基本的な町の財政の確立が必要だと思いますけれども、町長の所見をお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） 八島議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

町の財政力指数、昨年度は0.289ということで、その前の年が0.283でしたですかね、若干アップはしておるわけなんですけれども、ご指摘のように3割自治にも国見町は満たない状況でございます。

さらに、最近の予算を見ますと、税の収入が全体の七、八割ぐらいなんです。歳出の七、八割が税の対応でなされているということでございまして、まずはこの1万人の国見町でございますので、その置かれた位置をベースとして、まずしっかりと認識をお互いにする必要があると私自身思っております。

認識した上で何をどうするかは、八島議員のご質問の話になってくるわけですが、まずは私は、やはりこの置かれた位置をしっかりと認識をして、町のみではなかなかできない部分が数多くあるんだろうと思います。

したがって、国・県からの補助金や交付税を潤沢にどういただけるかということ、しっかりとまずは対応していくことがまず1つあるんだろうなと思っております。

それからもう一つは、やはり歳出の面では、これは私よく言っていますけれども、なるべく最少の経費で最大の効果をあげるようにお互いに経費削減等々に努めるといふ、いわゆる行政経営的にしっかりと担保していくことがまず町としてまずあるのではないかと私自身思っています。

と同時に、今、八島議員すばらしいご質問のお話でございまして、いかに今度は外向けに対してその財源の確保ができるかを真剣に考えていく必要があるかなと思っております。それがまさに、私は地域活性化ではないかと、地域の活性化をどのように図るのが、やはり重要な課題なのではないかと思っております。

これまではどうしても、大震災がありましたのでそちらに目は行かない、つまり震災の復旧、復興、元気活力事業等々やっていますけれども、そちらにどうしても目が行っていたということがあったのかなということでございます。これは、当然反省しなくてはならないのだろうと思っております。

と同時に、この活性化策としましては、私は今回できる道の駅はその一つの重要なファクターになってくると思っております。雇用が生まれます。それから、いろいろと農産物の販売がなされます。それで、若干なりしも税とか何かにはね返ってくる。そういった流れがある意味でできる部分があるのかなとひとつ思っております。

これからはやはり復興・きずなということを一と置きながらも、交流連携、つまり福島とか首都圏とか仙台とか、いろいろな場所がございます。そういったところとの交流連携をしっかりと。物を外に行って出す。そして、外からも出してもらおうとか、人と物との交流連携をすることによって、回りとのコラボをすることによって、何とかその人口増につなげ、人口増になれば八島議員お質しの税にもつながってくる形になりますので、そういったシステムを今度はしっかりとお互いに連携しながら、これは私のみではできるものではないと思っています。1万人の小さい国見町ですから、議会の皆様方から非常にいろいろな面で提案をいただきながらこれをやっていくことによって、この財政力指数も少しずつアップしてくかなと思っておるところでございます。

少なくとも、3割自治にはなるように、これは15年ぶりというお話でございましたけれども、進めていって、なるべく財政力指数を上げていく。そのことによって国見町の自立性というものが高まりますので、そういう意識を持って、特に活性化策、交流連携化施策の意識を強く持って各施策を今後展開していきます。

そのことによって、私はこの財政力指数、つまり町としての自主財源がアップしてくのかなという思いをいたしております。具体的に何をやるかにつきましては、今後十分役場の中でもオール役場で検討し、議員の皆様方から提案をいただきながらオール国見で、いろいろと検討しながら今後の国見町の未来に向けた維持発展、それは八島議員お質しのように欠かせないことだと思います。

非常にすばらしいご質問をいただきましたので、私は十分意識をしながら交流連携、活性化策について、鋭意今後、具体策は何ぞやということも含めていろいろ検討しながら前に前に進めていければと思っておりますので、よろしく今後ともご支援ご協力

のほど、お願い申し上げたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

13番八島博正君。

13番（八島博正君） それでは、次の質問に入ります。

今回の9月議会において監査からの意見書に指摘事項がございます。その監査の指摘事項について、今回出た意見でございますので、今後の取り組み方について総務課長にお尋ねします。

阿部議員からも質問がありました、いわゆる不納欠損、あるいは未済額についての意見が出ております。ただし、私はちょっと変わった意見を申しますと、不納欠損については去年の230万円から27万円に、1割くらいにどんと減っております。これはやはり、町の税務課を中心とした取り組みの結果なんだろうと思います。この1年間の結果について、本当にご苦労さまと言いたいくらい。この決算書にも出ておりますけれども、六十何万円の負債額を各項目ごとに決算書も出ております。

それから、住宅使用料においては全体の使用料の額が調定額で約6800万円、それに対して収入未済額が1000万円というのは6分の1未収になっている。これはやっぱり大きなことなので、それを減らしてほしい。

学校の給食関係とか使用料とか、これを見たとき、聞いたときに3名の方があったんだけど、この決算書が出てから現在まで、いわゆる決算を締めてから現在まで3人のうち2人に納めてもらって、残るは1人になったという報告があった。これも町の努力でございます。

住宅使用料においては、全体で16件ございます。それで、全体でどのくらい減りましたかと、31件あった中で今までこの2カ月間で5件減ったということです。よって、町で取り組むのはやっぱり税務課だけではなくて、全体で取り組んでいると思いますので、恐らく私の考えでは副町長を中心にこの税対策をやっていると思うんですけれども、そのことについての現在の取り組み方、あるいはまた監査指定事項に対してはどのようにお考えになっているかを、まず総務課長にお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 八島議員のご質問にお答えを申し上げます。

基本的な町の対応としましては先ほど税務課長、さらには建設課長が答弁したとおりでございます。債権本部会議を中心としまして、それぞれその下の部会なり、委員会なりでの対応をしていると。

特に横の連携をとりながら、その滞納者に対する対応についても協議をさせていただきますし、なるべくその状況を考えながら町の滞納の解消につながるような方策を進めていくということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） 監査の報告書の中で、住宅使用料の収納率が、いかにも下がって

いるように見えますけれども、去年と比べて1.1%上回っているんですよ。それで、85.3%になっているという報告がございます。

これは今回の議会でも報告事項として報告されました、建設課を中心として大量の不納者に対する訴訟問題までもやりながら、あるいはまた新聞紙上も発表になり、回覧版にも回りましたように、税務課で差し押さえの公売をしたり、いろいろな方法でやっている努力だと思います。

今後とも、やっぱりこれは各課の問題というよりも全体的な取り組みだと思いますので、副町長を中心にやっているんだと思うんですけども、間違いはないでしょうか。

副町長、答弁願います。

議長（東海林一樹君） 副町長。

副町長（佐藤弘利君） 先ほどの阿部議員、そして八島議員の質問の中にありますように、町の中に債権管理本部、これを設けまして私がヘッドになって進めておりまして、開催回数につきましては先ほど税務課長が答弁いたしましたように、年2回開催しているところであります。主な所掌事務といたしましては、債権の調査に関すること、あるいは債権の解消対策に関することでありまして、平成26年4月から立ち上げをいたしまして、取り組んでおるところであります。

未収金の軽減、さらには住宅に至りましては先ほど税務課長が答弁いたしましたように法的手続きですね、調停とか明け渡しを見通した中で進めていきたいということでありまして、今後とも未収金の解消に努めていきたいと思っておりますので、一層のご指導を賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

11番浅野富男君。

11番（浅野富男君） 同じく、監査意見書についてお尋ねをしたいと思います。

一般会計の収支の状況といたしまして、その執行率が75.9%と数字が載っております。前年度よりは上昇しているという評価でありますけれども、予算現額に対して75%、そのほかの25%は執行できなかったことになると思うんですけども、このような状況になったことについて、町としてはどのような評価をしているのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 11番浅野議員のご質問にお答えを申し上げます。

監査委員の指摘事項の中で、その執行率のお話でございます。27年度の決算を見ていただくとわかるとおり、繰越明許費がございます。26年度からの繰り越し分と、あとは27年度から28年度への繰り越し分で、ことしの6月議会にご報告をしているところでございますが、その繰り越し事業があるために執行率が75%程度ということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） そうすると、前年度の事業で多くの仕事を残したことになるかと思いますが、これらに含めてもどのような見方をするのかお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 繰り越し事業につきましては、その事業のタイミングがございます。例えば国の補助事業を活用してやる部分につきましては、例えば国の3月の、2月あたりの補正でその事業に取り組んで、手を挙げて補助をもらうこととなりますと、その年度内には完了できないこととなります。そうしますと、その事業費につきましては、その財源も含め一般財源と合わせて次の年度に繰り越しして、次の年度までかけてその事業を進めることとなりますので、そういったことが理由でございます。以上、答弁とさせていただきます。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 11時15分まで休議いたします。

（午前11時03分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午前11時15分）

◇ ◇ ◇

議長（東海林一樹君） 歳入歳出の全体的な質疑を続けます。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） なければ質疑なしと認めます。

13番八島博正君。

13番（八島博正君） 概要の12ページについて質問いたします。

主な基金の状況を見ますと、本年度末で国見町の財政調整基金が8億5300万円になります。この問題は前から多いのではないかという話がありますけれども、いろいろな事業をするときに町長の口からは金がないのでなかなかそこまで手が回らないという話が出ますけれども、この財調積立金は一般会計という形ですとありますけれども、いろいろな基金がございまして20億円近くあります。それが今、19億7500万円になっておりますけれども、そのうちの財調は富永町政自体はいつも3億円から4億円で、3億円を切るとうん積み立てなくてはならないということで、そのぐらいあれば国見町の財政規模からするとやっつけていかれるという話だったんですが、佐藤町政になりまして8年間で毎年増えまして、現在8億円になっていると。

だから、これを有効に使って町民の要望に応じていくと。貯金はあればあったほうがいいんですけども、同時に町民の要望に応じていくのも大切、これが行政です。そして、町長をトップとした行政の手腕だと。

道路の問題、あるいはまた河川の問題等々も含めて、この環境の整備は大切なのかなと思っておりますけれども、そこでこの規模について、これも総務課長に答弁をお

願います。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 八島議員のご質問にお答えを申し上げます。

財政調整基金の規模についてのお質しでございます。

財政調整基金につきましては、財政規模の約何％というところでの標準的なものがございます。国見町であれば、それに照らし合わせれば少し多いのかなと思っております。

ただ、今般の復興、復旧に係ります事業費、あるいは新たな取り組みの中で当初予算の編成のときに毎年、今ですと2億から3億円くらいの取り崩し予算を組んでいるところでございます。

そういった状況を鑑みますと、現在8億5000万円ほどの年度末残高がございますが、このくらいの規模でなければちょっと安心してできないのかなと思っております。

お質しのように、町民の皆さんのご需要に応えるために、何か方策はというところもあるかと思いますが、その部分につきましては公共施設整備基金で平成27年度も3000万円ほど積み立てて現在5000万円ほどの残高でございまして、今後の町民の皆さんの需要に応える対応はしているということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） この基金の表の中にもありますけれども、この国見町の復興基金の1億5000万円はご承知のとおり補償でもらった金で、復興に使うという形で、この基金の使い道は結構多くなってきておる。

これから道の駅を作り、それを運営するのも大変でございますけれども、そこで町長にお尋ねします。

この基金を使いながら、私は8億円でなくとも十分に町民の要望に応じていくだけの規模なのかなと思っておりますけれども、今定例会において2期目の抱負というか、立候補の表明をしましたので、2期目に向かってこの財政調整基金はあればあるほどいいんですが、これを使いながらぜひとも町民の要望に応える町政を実現してほしいと思うんですけれども、町長のご所見をお伺いします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） 八島議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、基金の問題について申し上げますけれども、現在8億5000万円くらい基金があるということでございます。これは、確かに短期的に見ますと若干多いんじゃないかという話になると思うんです。

ところが、皆さんご承知のように、実は役場庁舎、それから道の駅で公債費が20億円程度増えていく状況になるんですね。これは経常的にあと30年程度、3000万円から4000万円程度は国から補填されますので、地方交付税で、大体その程度はプラスアルファで補填せざるを得ない状況が生じてきます。

それと同時に、先ほど議会でもご質問ありましたように、超勤の問題ですよね。あるいは人件費の問題の全体的な問題がございます。

今、実は5000万円ほど超勤が年間増えておる、あるいは職員が15名程度増えておる状況です。これもいかにソフトランディングしていくかということ。そのためには、やはり経費が当然かかってきますので、それらについては先を読みながら、つまり短期的に見ると確かに、なるほどなと思うんです。ところが、十分私どもも事務的にも試算させましたし、私も県で財政的なこともやってきましたので、やっぱり十分先を読まなくてはならない。国見町が町として維持発展するという前提になります。合併するとか何かであれば、どんどん使ってしまうて構わないという感じはしますけれども、そうではなくてあくまでも町として、その中でどう維持発展させるのかをまず考えた場合に、これはなるべく多くの基金が、ある意味ではあったほうがいいと思っています。

ただ、私はこの何でも使えるような金ではなくて、これは前に佐藤定男議員からも目的基金に積んだらいいのではないかというご質問がございました。したがって、今ふるさと関係とか教育関係とか、いろいろな基金にばらしています。まさに税的なニュアンスの財源が出たとき、国見町の町税的な部分についてはどんどん今、そちらに回しながら積み立てをしまして、なるべくそこで町民の目線に対応できるような流れを作っていくと。何でも使いやすい部分については、どうしても公債費とか、あるいは人件費等々に回っていく形になっていくんだらうと思いますので、その2本立てで現在いろいろと進めておる状況でございます。

そういった中で、特に先ほど総務課長も答弁しましたように、私は、浅野議員もこの前質問ありましたように、やはり町民の目線で、日の当たる当たらないにかかわらず、安全・安心の担保をどうするんだという議論ですね。これは私も十分考えておりました。それで、とにかく税的な部分で余剰ができた場合は、これは積んでいきましようよということで、26年度から積み立て始めました。今、5000万円になっています。これは、この5000万円について、あとこれからもその余剰が出ればこの5000万円にどんどん積み増していきますけれども、まずは町内会とか、今町民会議に方部会もございます。そういった方部会とか何かでご議論いただいて、いろいろ町内会から要望がございますので、そういった要望に回せるような原資にしていきたいと思っております。実は10月にその組織も立ち上げる予定にしております。これは町内会中心に立ち上げていって、こういった事業をやりたいといった場合に、町内会で優先的に選択をいただいて、当然町も関与します。今、方部会では課長が事務局になっていますので、そういったスタイルにしながら、とにかく各方部で必要性のあるものについて十分に洗い出していただいて、それに優先順位をつけて、年度的にどんどんやっていくというスタイルで10月に立ち上げて、来年度予算からこれは入れていきたいと思っております。

その原資に5000万円ありますので、その原資になるべく多く積めるように、今後も鋭意努力し、対応していきたいと思っております。

ベースはやはり、復興・きずなだと思いますね。安全安心、復興・きずな、その辺の部分で、浅野議員からも質問ありましたように、安全安心のベースづくりをしっかりとまずやっていくということ。その部分での原資をどんどん積み立てをしてやっていくことが、まず必要だと思っていますので、そこは今、鋭意進めております。

あと、文教関係の基金も今作って、いろいろと積み立てが始まりました。といいますがのはやはり文化センターとか年数を過ぎていきますので、あとは学校なんかも非常にいろいろと経費がかかるだろうということで、当然先を読みながら、その目的に合った基金として積み立てをしていこうということ、あとは財政調整基金については公債費とか何かに回せるような部分ということで、その金額がどれがいいのかは、なかなか私も読めないところが実はあります。

ただ、現時点で8億円ちょっとというのは確かに多いかもしれませんね。

ですから、私は今いろいろ考えていますけれども、財政調整基金は最低6億円前後は常に基金を確保したいと思っています。20億円のうち8億円はひもつきでだめなんです、使い勝手のいい基金が、今12億円くらいあるんです。12億円程度はある程度使える金でございますので、そして6億円はやはり財政調整基金で何かあったときやっぱり困りますので、常に担保しておく。

あとは、それ以外は全て目的基金に積みながら、目的に沿ったような形で事業を執行すると。日の当たる当たらない部分については、公共関係の基金を作りましたので、そういったものでしっかりとやっていくことが非常に重要なのかなと思っています。同時に、やはりなるべく町民の目線でやれるような事業についても、国・県の事業はないかと課長には常に言っておまして、なるべく、例えば今これから進めようとしております国見小の校庭なんかも、文科省の予算が何とかつきそうな雰囲気になりましたので、暗渠とかもできますので、国・県から予算をいただきながらやって、なるべく本体の基金に手をつけないようなスタイルができないか、常に目配りしながら、県・国と今調整しながらいろいろやらせていただいております。いずれにいたしましても最終的には町民の目線、町民の皆様方が安全安心を担保でき得るようにどうするのかは私はベースだと思いますので、今、八島議員おっしゃいましたような形で、今後とも鋭意国見町の未来に向けた維持発展、そして町民の皆様方がなるほど住んでよかったと思えるようなまちづくりを進めていければなと思っていますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） 平成27年度の個別の主要施策の成果を見ますと、各課でやっている事業が一覧表に載ってしまして、国からの100%の助成という事業が相当あります。これは、やはり太田町政の実績だと思って評価はしております。

そこで、提案ですけれども、基金の中で、これは富永町長が考えた案件で、私も大丈夫なのかと言ったら大丈夫だと言って利用したのが、この一番最後の国見町の渇水対策施設基金でございます。

これは、水が蔵王トンネルを掘ったためにストップして、5億円を国鉄からもらった補償金で、渇水対策のために使い、その利息で運営しなさいという基金でございます。これを借りて町のニュータウンの土地代とか何かに利用したり、あるいはまた町の土地開発公社で運用したと。なるほど富永町長もやっぱり経済学部を出ているからプロだなと思ったんですけれども、それ以上にプロなのが太田町長だと思います。こういった基金も目的に合ったような形で町で利用して、そしてその利息分はその基金の中に入れるという方法は、今聞きましたら、これ0.9%で貸し付けているというのであよかったなど、非常に高い利息で渇水対策の目的に合うような運営が辛うじてできると。やはりこの基金をなるべく減らさないのは必要ですけれども、それをうまく町内でほかの事業に運用するのも町長の力というか、財政力だと思いますので、よろしくお願いを申し上げまして、質問を終わります。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

浅野富男君。

11番（浅野富男君） 決算書63ページになります。産業振興課長にお尋ねします。

この3目農業振興費の中に有害鳥獣対策、いろいろなことが入っていると思っております。最近、人家の近くにおきましていろいろな被害が発生しております。まず1つ目には、この被害は、統計的にはだんだん増えている状況にあるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） 浅野議員のご質問にお答えをいたします。

有害鳥獣による人的被害は当町ではございませんので、農作物被害につきましては、現時点での集計によりますと件数的には前年とほぼ同様、金額的にも同様の金額という形で推移をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） この被害対策については柵を設置する形で、設置した場合イノシシになりますけれども、いろいろな施策を講じていると思っておりますが、これは相手が鳥獣ということもありまして、国見町だけが防げればそれでいいとはならないのではないかと思います。近隣市町との取り組み等もあると思っておりますけれども、そうした形でこれまで進めてきた内容とは一体どのようなもののでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

近隣市町村との連携という形では、1つの例を申し上げますと現在小坂地区に侵入防止柵を設置してございます。それで、昨年度につきましては、桑折町では国見町と接するところについては、地元との調整がつかなくてできなかったということでございますが、モデル的に違う箇所を設置をしまして、その効果が出ているようなお話も聞いてございますので、行く行くは国見町の泉田とその桑折町との境までできるような形で、今、桑折町とは事あるたびにお話はしている状況でございます。

それから、鳥獣被害対策実施隊の関係でございますけれども、組織の母体が猟友会

になりまして、桑折町と国見町で、桑折地区の猟友会という形で組織をさせていただきますので、そういうところでの連携にも努めている状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑がなければ、先ほどの松浦和子議員の質問に税務課長が答えます。

税務課長。

税務課長（松浦昭一君） 先ほどの松浦議員のご質問に対して答弁いたします。

滞納全体に占める65歳以上の滞納世帯の割合というお質してございますが、現年度分につきましては21%、滞納繰越分につきましては17.4%となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） なければ、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

11番浅野富男君。

11番（浅野富男君） 認定第1号についての討論を行います。

本案には、道の駅建設に対しまして前渡金の支出があります。しかし、これを執行することにおいてその入札結果に疑問が残ること、したがって再入札があつてしかるべきものと考えておりますけれども行われなかったこと、このような道の駅建設の進め方について町民は納得していないこと、そして議会に諮ることもなく大幅な変更を行ったことなどから、本議案についてはこの道の駅建設工事に限って承認できないことを伝えて討論といたします。

議長（東海林一樹君） そのほか討論ございませんか。討論ありませんか。

5番佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） 私からは、本議案に対し賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

道の駅はまさに今、建設工事中でありまして、町は入札にはじまりまして工事請負契約、設計の変更、建築確認等、一連の行政手続におきまして公正に適正に実施してきたものと思っております。

また、先ほどから浅野議員、ただいまの反対討論もありましたけれども、あとは本日の質問事項等もありましたけれども、その点に関しましては町長から再度ご説明をいただきました。

道の駅のいろいろな件についてありますけれども、さきの6月議会におきまして、浅野議員の一般質問で、町は丁寧な答弁をしております。町民のほとんどの方はそれを理解し納得しているのではないかと私は思います。

したがって、本議案につきましては、この問題にかかわらず全事項の議案につ

きまして私は賛成いたします。

以上です。

議長（東海林一樹君） そのほか討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから認定第1号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

議長（東海林一樹君） 起立多数です。

したがって、認定第1号は原案のとおり認定することに決しました。

◇

◇

◇

◇認定第2号 平成27年度国見町大木戸財産区特別会計歳入歳出決算認定について

議長（東海林一樹君） 日程第2、認定第2号「平成27年度国見町大木戸財産区特別会計歳入歳出決算認定について」の件を議題といたします。

本認定について説明を求めます。

産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） それではご説明を申し上げますが、まず平成27年度各特別会計における決算の概要で、概要をご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

10番阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 説明では127万691円は間伐、普通は木の曲がったものとか、あるいは将来木材として利用価値がないものを伐採するのが間伐と心得ているのですが、それとはまた違う間伐があるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） 阿部議員のご質問にお答えをいたします。

間伐もいろいろございまして、その森林の日当たりをよくするための間伐、それと確かに議員ご指摘の曲がったものとか、使い物にならないようなものを伐採することもございますけれども、今回は全般的にその日当たり、今後のそのほかの残った木材の成長を促すために間隔をあけるといふ部分での間伐も含めて実施をして、優良な木材については売却ができたということでございますので、それらに関する収入でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから認定第2号の採決を行います。この採決は起立によって行います。
本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、認定第2号は原案のとおり認定することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇認定第3号 平成27年度国見町入山財産区特別会計歳入歳出決算認定について

議長(東海林一樹君) 日程第3、認定第3号「平成27年度国見町入山財産区特別会計歳入歳出決算認定について」の件を議題といたします。

本認定について説明を求めます。

産業振興課長。

産業振興課長(佐藤克成君) 平成27年度国見町入山財産区特別会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから認定第3号の採決を行います。この採決は起立によって行います。
本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、認定第3号は原案のとおり認定することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇認定第4号 平成27年度国見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長(東海林一樹君) 日程第4、認定第4号「平成27年度国見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」の件を議題といたします。

本認定について説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長(澁谷康弘君) 認定第4号、平成27年度国見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから認定第4号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本認定は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、認定第4号は原案のとおり認定することに決しました。

◇

◇

◇

◇認定第5号 平成27年度国見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
について

議長（東海林一樹君） 日程第5、認定第5号「平成27年度国見町後期高齢者医療特別
会計歳入歳出決算認定について」の件を議題といたします。

本認定について説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） 認定第5号、平成27年度国見町後期高齢者医療特別会計
歳入歳出決算書についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから認定第5号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、認定第5号は原案のとおり認定することに決しました。

◇

◇

◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 午後1時まで休議いたします。

（午前11時59分）

◇

◇

◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午後1時00分）

◇

◇

◇

◇認定第6号 平成27年度国見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議長（東海林一樹君） 日程第6、認定第6号「平成27年度国見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」の件を議題といたします。

本認定について説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） 認定第6号、平成27年度国見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

10番阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） ただいま不納欠損額の114万4194円は7件という説明がございました。この不納欠損の理由について伺います。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） 阿部議員のご質問にお答えいたします。

不納欠損額の内訳でございますが、7件でございますが、死亡等によるものが1件、執行停止後3年経過によるものが3件、時効5年経過のものが3件でございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） ただいま時効という言葉が出てきたんですが、その前に不納欠損処分はなされてきたのかというのが、まず心配になるんですが、伺います。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） お答えいたします。

そのルールに基づきまして、時効5年を経過したものについて不納欠損の処分をしたものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 途中で不納欠損額が出て、ここにある滞納処分が必要なのだと思いますが、ただ3年待っていて、5年待っていて、そして時効だけの理由で不納欠損にしたということは納得できないものですよ。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） お答えいたします。

当然、これに至るまでは督促からあるいは短期保険証などの対応をして、もちろん収入状況とか家庭の状況がありますが、こちらも収納の努力をした結果、やむなく時

効経過してしまったものでございます。ご理解いただければと思います。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから、認定第6号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、認定第6号は原案のとおり認定することに決しました。

◇

◇

◇

◇認定第7号 平成27年度国見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議長（東海林一樹君） 日程第7、認定第7号「平成27年度国見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」の件を議題といたします。

本認定について説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） 認定第7号、平成27年度国見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから、認定第7号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、認定第7号は原案のとおり認定することに決しました。

◇

◇

◇

◇認定第8号 平成27年度国見町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（東海林一樹君） 日程第8、認定第8号「平成27年度国見町土地開発事業特別会

計歳入歳出決算認定について」の件を議題といたします。

本認定について説明を求めます。

企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） 認定第8号、平成27年度国見町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

13番八島博正君。

13番（八島博正君） 企画情報課長にお尋ねいたします。本決算審査の意見書の中に、意見として、残り4区画分、ここまで頑張ってきたのは大したものだなとは思いますが、すけれども、残念ながら今4区画残っていて、そしてその宅地完売に向けてさらに努力されたいという意見があります。これについての見通し、考え方についてお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） 八島議員のご質問にお答えをいたします。

残り4区画をどう販売していくかでございますけれども、私ども、平成27年3月に業者にまとめて販売をしたことがございましたので、その部分について昨年度、追求をしてきましたが、事業者ではまとめて購入するというのは難しい状況も聞いてございました。このため、やはり一般の方を対象にして、広告等を使って販売をしていくということで進めているところでございます。

昨年度につきましては、1件1区画の分譲でございました。現在の状況でございますが、1区画について分譲に至る最終の段階で判断を待っているという状況と、あと残り2区画について問い合わせが入っている状況でございますので、引き続き完売に向けて努力をしていきたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから、認定第8号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、認定第8号は原案のとおり認定することに決しました。

◇

◇

◇

◇認定第9号 平成27年度国見町渇水対策施設特別会計歳入歳出決算認定に

ついて

議長（東海林一樹君） 日程第9、認定第9号「平成27年度国見町湯水対策施設特別会計歳入歳出決算認定について」の件を議題といたします。

本認定について説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長（澁谷康弘君） 認定第9号、平成27年度国見町湯水対策施設特別会計歳入歳出決算認定についてご説明をさせていただきます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから、認定第9号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、認定第9号は原案のとおり認定することに決しました。

◇

◇

◇

◇認定第10号 平成27年度国見町水道事業会計歳入歳出決算認定について

◇議案第57号 平成27年度国見町水道事業未処分利益剰余金の処分について

議長（東海林一樹君） おはかりいたします。

日程第10、認定第10号及び日程第11、議案第57号は、企業会計の関連議案につき一括議題とし、説明及び質疑、討論は一括して行い、その後の採決については1件ずつ行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第10号及び議案第57号を一括議題と決しました。

日程第10、認定第10号「平成27年度国見町水道事業会計歳入歳出決算認定について」及び日程第11、議案第57号「平成27年度国見町水道事業未処分利益剰余金の処分について」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長（澁谷康弘君） それでは、認定第10号、平成27年度国見町水道事業会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

上下水道課長（澁谷康弘君） それでは、引き続き議案第57号、平成27年度国見町水道事業未処分利益剰余金の処分についてをご説明させていただきたいと思います。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

志村良男君。

12番（志村良男君） 資本的収入及び支出のページの過年度分損益勘定留保資金の残高をお伺いします。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（澁谷康弘君） 志村議員のご質問にお答えいたします。

正確な、すみません、数字は持ってきておりませんので、後ほど回答させていただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほかございませんか。

13番八島博正君。

13番（八島博正君） これも監査の意見書に基づいて質問しますので、上下水道課長よろしくお願ひします。

一番最後のページにある2件についてまず質問をします。

1つは、年間、この水道を送って、金をもらうもの、金をもらわないものということで、有収率でここに書いてありますけれども、3.03ポイント前年より良くなったのは一生懸命努力した結果だから、それは認めたいと思うんですけども、なお82.58%であり、東京都の場合は90%を超して98%くらいまで行っているそうでございます。よって、まだまだ国見町の水道でもこの有収率を高めるための努力が必要だと思いますがいかがでしょうか。

もう一つ、不納欠損処分で1件だけございますけれども、これは前年度のものでございますので、除染をする業者、国見町ではなく、ほかの町の業者の夫が国見町に在住していて、水道代を払わないで逃げたという話に聞いておりますけれども、この3万1342円というのは、2カ月に一回徴収している分の何年分、何回分くらいにあたるのか。第1回から恐らくね、これは悪質ですから、その他の件で警察が動いたという話も聞いていますんで、恐らく支払いしないで最初からもう逃げる計画でいたのかなと思っていますんで、そういったことを未然に防ぐために、この事件後にはどのような対策をとったのか聞きます。

最後にもう一件、泉田簡易水道についての設備が出ております。よって、この泉田簡易水道は長年の国見町の水道事業の懸案であった簡易水道をなくして、事業を一体化するということが、ようやく見通しがついてきました。現況についての現状どうなっているのかを質問いたします。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（澁谷康弘君） ご質問にお答えをいたします。

まず、有収率の部分でございます。決算書にも10ページに有収率の記載がござい

ます。わずかずつ上がっている状況が見てとれるということではございますけれども、有収率の向上につきましては町の水道事業としましては、いわゆる水資源の有効活用、それから水道事業の安定経営には大変欠かせないもの、重要な課題だと認識をしております。

この数字の向上につきましては、主には漏水が原因でございます。そのために、漏水箇所の早期の発見、漏水調査もやって進めてはおりますけれども、町内の給水区域全てにおいて、細かく漏水調査をするのは現実的に不可能でございます。これについては、町民の皆さんからの情報提供も含めて情報をいただき、速やかに対応していきたいと考えております。

また、漏水のその直接の原因となっております老朽管の布設がえにつきましても、計画的に老朽管の解消をしていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

それから、未納の部分でございます。1件、不納欠損があったということでございます。これにつきましては、議員お質しのとおり、業者が開栓をいたしまして使っておりますが、未納のまま町外に転出をし、所在が不明になってしまったものでございます。現在は、そういった業者の水道料金につきましては、こちらで会社や直接訪問などで小まめにその情報をいただきながら、今どういう状況なのか情報をいただきながら、未納の解消について努めているところでございます。

また、未納が続けば、当然、給水停止という部分も含めて、対応しているところでございます。

もう一点の泉田及び泉田下の簡易水道組合の統合についてでございますが、統合に向けましては、既に統合の合意書が町に提出をされまして、それ以降、両組合の役員の方々と何度かにわたる打ち合わせ、どう進めていくかも含めまして、協議を進めてきているところでございます。その中には、当然、それぞれの簡易組合の施設の買い取りの協議も含むということになってございます。

目標にしておりますのは平成29年4月1日からの統合でございます。今現在につきましては、簡易水道の組合員の皆さんや、現在水道がまだ入っていない区域の皆さんもおいでになりますので、その方々の説明会を間もなく開催する予定でございます。そういったことを進めながら、平成29年4月の統合に向けまして、さらに準備を加速させていく所存でございます。

なお、議員お質しのとおり、平成27年度、それから28年度につきましても、広域化の事業、簡易水道との統合に向けた事業を現在進めているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） そのほかございませんか。

1 番松浦和子君。

1 番（松浦和子君） 上下水道課長にお伺いいたします。

6 ページの貸借対照表の2の流動資産、（2）未収金1236万7065円と大変大きな数字が未収入金として上がっておりますが、その理由をお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（澁谷康弘君） 松浦和子議員のご質問にお答えをいたしたいと思ひます。

冒頭、ご説明させていただきましたとおり、8月末の数字につきましては192万1230円ということで、先ほどご説明をさせていただきました。

なぜ、こんなに当初多額に上っていたのかの部分でございますが、決算書につきましては3月31日現在の数字になってございます。金融機関によりましては、料金、口座振替で皆様からいただいた後、4月に入らないと収入の処理ができない金融機関もございませぬ。その部分が主なものところとしては認識をしているところでございませぬ。

通常ベースといひませぬか、8月末で192万円ですので、その3月末の未収金につきましても、現実的な未収分としましては同程度の数字だろうと推測をしているところでございませぬ。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほかございませぬか。

上下水道課長。

上下水道課長（澁谷康弘君） 先ほどは申しわけありませんでした。過年度分損益勘定留保資金残高の数字を持ち合わせておりませぬでしたので、数字のみ申し上げます。

7058万5602円から、不足する額としまして、資本的収支の不足分を充てさせていただきますというところでございませぬ。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにありませぬか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めませぬ。

これから討論を行います。討論ありませぬか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めませぬ。

これから、認定第10号の採決を行います。この採決は起立によって行ひませぬ。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願ひませぬ。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、認定第10号は原案のとおり認定することに決ひませぬ。

これから、議案第57号の採決を行います。この採決は起立によって行ひませぬ。

本案は原案のとおり処分することに賛成の方は起立を願ひませぬ。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第57号は原案のとおり処分することに決ひませぬ。

◇

◇

◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 議案の追加がありますので、休議とし、2時15分に再開いたします。

（午後2時06分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午後2時15分）

◇ ◇ ◇

◇追加日程の議決

議長（東海林一樹君） ただいま配付いたしました追加日程表のとおり3件の追加がありますので、これを本日の日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

したがって、この3件は直ちに議題とすることに決しました。

◇ ◇ ◇

◇町長提案理由の説明

議長（東海林一樹君） 追加議案について書記に議案提出書を朗読させます。朗読。

（書記 議案提出書を朗読）

議長（東海林一樹君） 町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（太田久雄君） ただいま追加ご提案申し上げました議案についてご説明を申し上げます。

諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」は、遠藤一夫委員が12月31日をもって任期満了となりますことから、新たに赤坂正弘君を適任と認め、候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。

慎重ご審議の上、速やかなるご同意等を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

◇ ◇ ◇

◇諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議長（東海林一樹君） 日程第12、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」の件を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。朗読。

（書記 諮問第1号を朗読）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから、諮問第1号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、これを適任とすることに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、諮問第1号は適任とすることに決しました。

◇ ◇ ◇

◇議員の派遣について

議長(東海林一樹君) 日程第13、「議員の派遣について」の件を議題といたします。

おはかりいたします。

本件はお手元に配付したとおり派遣することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 異議なしと認めます。

よって、本件はお手元に配付したとおり派遣することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇常任委員会の所管事務調査について

議長(東海林一樹君) 日程第14、「常任委員会の所管事務調査について」の件を議題といたします。

本定例会までに総務文教、産業建設、広報の各常任委員長より私宛てに閉会中の調査についてそれぞれ実施したい旨の申し出がありました。

おはかりいたします。

各常任委員長の申し出のとおり、閉会中の調査を実施することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の調査は実施することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇町長挨拶

議長(東海林一樹君) 以上で、本定例会に付議されました議案の審議は全部終了いたしました。

町長より挨拶があります。町長。

町長(太田久雄君) 平成28年第4回国見町議会定例会の閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

ご提案申しあげました議案につきましては、慎重ご審議と格別のご理解をいただき、全議案につきまして原案どおりご議決を賜り、まことにありがとうございました。

また、議案審議の過程におきまして、議員の皆様方から頂戴をいただきましたさまざまなご意見などを十分踏まえまして町政執行にあたってまいる所存でございます。

なお、議員の皆様におかれましては、時節柄ご自愛の上、今後とも復興と町政進展、町民福祉の向上にお力添えを賜りますよう心からお願い申し上げまして、閉会のご挨拶

拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◇

◇

◇

◇閉議及び閉会の宣告

議長（東海林一樹君） これをもって、本日の会議を閉じます。

平成28年第4回国見町議会定例会を閉会いたします。

長時間にわたりご苦労さまでした。

(午後2時22分)

会議の経過を記載して相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年9月14日

国見町議会 議長 東海林 一 樹

同 署名議員 佐藤 定 男

同 署名議員 村上 正 勝